

史跡上田城跡保存管理計画書

史跡上田城跡整備基本計画書

〈平成 23 年度改訂版〉



2012.3

上田市教育委員会

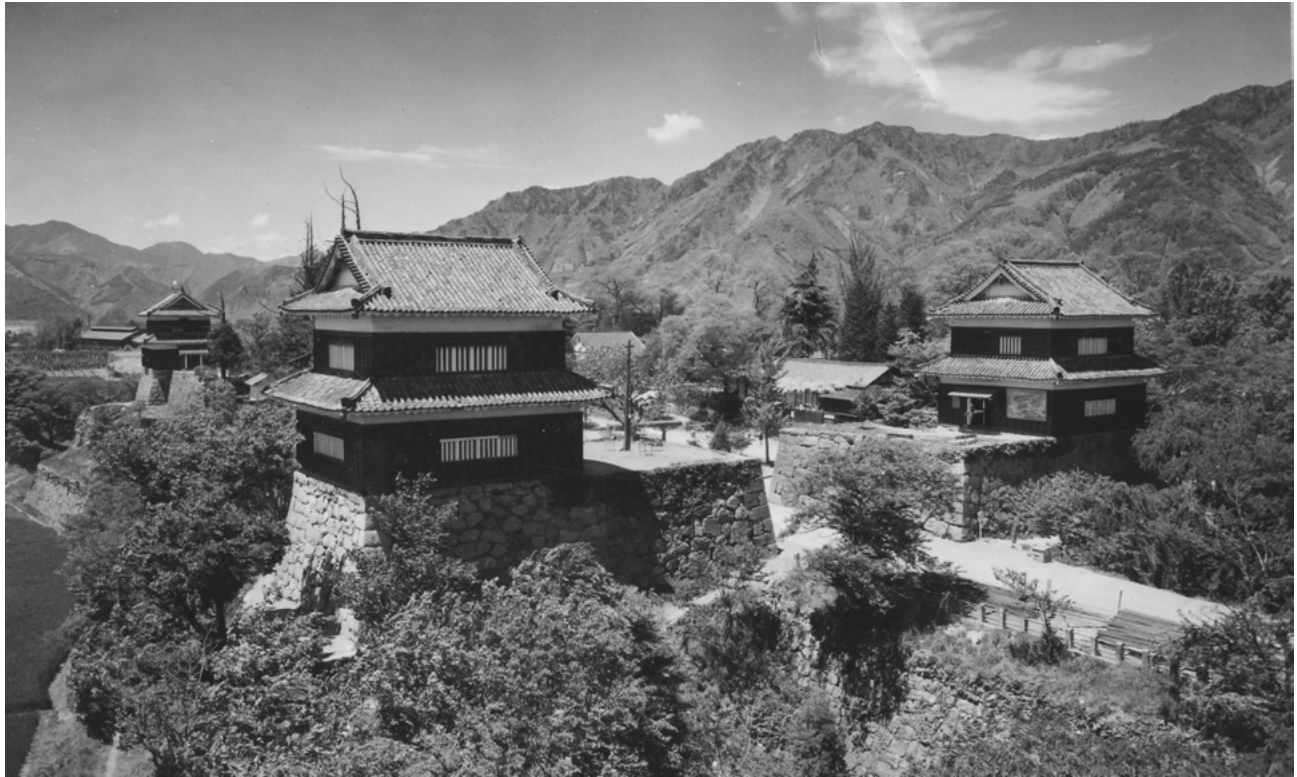
史跡上田城跡保存管理計画書

史跡上田城跡整備基本計画書

〈平成 23 年度改訂版〉

2012.3

上田市教育委員会



上田城跡本丸東虎口（昭和 40 年撮影）



上田城跡本丸東虎口（平成 6 年撮影）



明治 10 年頃に撮影された古写真（撮影者不明：本丸東虎口、左奥に西櫓）

この写真は海野町に所在した太行堂（長谷川太行堂とも）が、明治 40 年頃に製作した絵葉書に使用されたものである。建造物の残存状況から、明治 10 年頃に撮影されたものと考えられる。また、この写真はオランダから里帰りしたボードインアルバム（長崎大学付属図書館所蔵）や明治天皇御巡幸写真帖（宮内庁所蔵）等にも所在が確認されており、上田城の古写真として有名な 1 枚である。
 〈資料提供：高田 徹氏〉



明治 40 年頃に撮影された古写真（撮影者不明：上田城跡一帯を北側から撮影）

上の写真と同じく、太行堂が製作した絵葉書「信州上田名勝・上田町全景（其二）」に使用された写真の一部を拡大したもの。おそらく太郎山頂から撮影したものだろう。「上田城址」という書き込みの下が本丸で、西櫓や杉の巨木、近代の構造物が確認できる。本丸左の白い部分は上田監獄署の塀で、内側の建物の配置や、二の丸の東虎口・北虎口の状況もよく分かる。城内に公会堂や陸上競技場などができる前の状況が見てとれる貴重な写真であり、二の丸の土塁、堀、小泉曲輪などは少なくとも明治末期まではある程度原状を保っていたことも分かる。
 〈資料提供：高田 徹氏〉

ごあいさつ

近年の戦国武将ブームのなかで、真田三代、とりわけ信繁（幸村）は世代を超えて大勢の方々に愛され、真田氏ゆかりの上田城跡は「一度は行ってみたい城」として全国的にも支持されるなど、上田城跡をめぐる環境は以前とは大きく変わってきています。

上田城は、真田昌幸が天正11年（1583）に築城を開始し、徳川の軍勢を相手に戦った二度の合戦でも落城せず、近世城郭として輝かしい戦歴を誇る堅固な城郭です。

しかし、その後、昌幸・信繁親子が関ヶ原合戦で西軍にくみし、西軍が敗北したことで上田城は徳川氏に破却されてしまいます。現在、私たちが目にしていく櫓や堀は、真田氏の次の藩主である仙石氏（仙石忠政）が寛永3年（1626）に築き直したものであります。

その後400年余の時間が経過し、明治維新後の払い下げを経て、昭和9年には国史跡に指定されました。また、太平洋戦争などの危機のなかにあつて、払い下げられた南北櫓が市民寄附により買い戻されるなど、上田城跡は城下町上田のシンボルとして、市民に親しまれ、大切に受け継がれてきました。

上田市では、上田城跡を史跡としてふさわしい姿で後世に継承していくことを目的に、平成2年度に「史跡上田城跡整備基本計画」を策定いたしました。以来この計画に沿い、本丸東虎口櫓門及び二の丸北虎口石垣の復元整備や尼ヶ淵崩落防止対策工事等を進めてまいりましたが、策定から20年余が経過し、新幹線や高速道路の開通に伴う観光客の増加、懸案であった市民会館移転の具体化、本丸隅櫓復元整備の機運の盛り上がりなど、城跡をめぐる周辺環境が変化し、それに対応した整備基本計画の見直しと新たに保存管理計画の策定が必要となりました。

上田城跡では、明治の払い下げにより、かつて7棟あった本丸隅櫓のうち西櫓1棟のみを残して解体され、石垣や堀も一部撤去され、往時の姿をとどめていない箇所も多く見受けられます。これらを史実に忠実な姿で復元整備していくことは史跡を整備するうえでの前提であります。一方で、上田城跡は、桜の名所として、市民の憩いの場として、観光名所として長年親しまれてきた経過もあります。史跡としての価値を保ちながら、公園、観光拠点としての役割させる保存整備を今後進めていくことが我々に課せられた大きな課題であると考えています。

今回の保存管理計画策定及び整備基本計画改訂の作業では、史跡上田城跡整備実施検討委員会において、こうした観点をも踏まえ、議論を深めていただきました。上田城跡がよりよい姿で後世に受け継がれていくための指針として、各方面で本書が活用されますことを期待しております。

最後に、本計画の策定及び改訂にあたり、精力的に御審議をいただいた検討委員の皆様をはじめ、御指導、御助言を賜った文化庁、長野県教育委員会、そのほか関係の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

上田市教育委員会教育長 小山 壽一

例 言

- 1 本書は長野県上田市に所在する史跡上田城跡に係る「史跡上田城跡保存管理計画書」及び「史跡上田城跡整備基本計画書〈改訂版〉」である。なお、「史跡上田城跡整備基本計画書〈改訂版〉」は平成2年度に策定した「史跡上田城跡整備基本計画書」を一部改訂したものである。
- 2 計画策定は、上田市（事務局：上田市教育委員会事務局文化振興課文化財保護係）が平成22・23年度に市単独事業として実施した。
- 3 整備基本計画の改訂業務は、平成22年度に株式会社文化財保存計画協会に委託し、素案及び成果品を平成22・23年度にかけて委員会で検討した。また、保存管理計画は平成22年度に策定準備及び素案作成に着手し、平成23年度に素案を委員会で検討し策定した。
- 4 計画策定にあたり、史跡上田城跡整備実施計画検討委員会において、素案の検討・審議を行った。また、文化庁文化財部記念物課、長野県教育委員会文化財・生涯学習課の助言を得た。
- 5 本書の執筆・作図・編集にあたっては事務局のほか、下記のとおり行った。
 - 第1～3章 事務局
 - 第4章 事務局及び株式会社文化財保存計画協会
 - 資料編 事務局
 - （原稿検討及び校閲） 史跡上田城跡整備実施計画検討委員会
 - （資料収集及び整理） 事務局
- 6 本書が刊行されるまでには、多くの方々や諸機関の御理解と御協力を賜った。以下、御芳名を記して深く感謝の意を表したい。（順不同・敬称略）
 - 石黒敬章、石崎康子、岩波峰子、大澤佳寿子、風間栄一、久住猛雄、塩入 肇、志波原智美、下 育郎、下田研一、高田徹、中村啓太郎、平岡正宏、堀井亮彦、丸山瑛一、渡邊隆之
 - 伊那市教育委員会、上田・城下町活性会、上田招魂社、岡山大学付属図書館、真田神社、信州上田文化デザイン研究会、信州大学付属図書館、津山市教育委員会、長崎大学付属図書館、長野県立歴史館、長野市教育委員会、日田市教育委員会、人吉市教育委員会、福岡市教育委員会、松本市教育委員会、（財）松山記念館、横浜開港資料館

目 次

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第1章 策定の目的と経過 | |
| 第1節 各計画策定までの沿革 | 3 |
| 第2節 策定の目的 | 3 |
| 第3節 策定の経過 | 4 |
| 第2章 史跡の概要 | |
| 第1節 指定の概要 | 11 |
| 第2節 上田市の概要 | 12 |
| 第3節 史跡の沿革と現状 | 16 |
| 第3章 史跡上田城跡保存管理計画 | |
| 第1節 計画策定の基本方針 | 45 |
| 第2節 史跡及び周辺環境を構成する諸要素 | 46 |
| 第3節 保存管理の内容 | 72 |
| 第4節 保存管理の方法 | 73 |
| 第5節 現状変更の取扱いの方針及び基準 | 78 |
| 第6節 追加指定等の検討と史跡周辺の遺構の保全 | 82 |
| 第7節 整備・活用の基本方針と方法 | 83 |
| 第8節 保存管理及び整備活用の体制 | 86 |
| 第4章 史跡上田城跡整備基本計画〈平成23年度改訂版〉 | |
| 第1節 整備基本計画の概要 | 89 |
| 第2節 整備事業の経過 | 90 |
| 第3節 現状と課題 | 90 |
| 第4節 整備基本計画〈改訂版〉 | 91 |
| 【資料編】 | |
| 〈資料1〉過去の整備計画立案の経過 | 133 |
| 〈資料2〉現状変更行為の履歴 | 138 |
| 〈資料3〉土地公有化の経過 | 144 |
| 〈資料4〉尼ヶ淵崖面崩落防止対策工事の経過 | 147 |
| 〈資料5〉指定文化財 | 150 |
| 〈資料6〉史跡内に所在する石碑・胸像 | 152 |
| 〈資料7〉官報告示 | 157 |
| 〈資料8〉史跡上田城跡整備基本計画〈平成2年度策定・縮刷版〉 | 158 |

〈図版目次〉

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第1図 上田城跡の位置 | 13 |
| 第2図 上田城跡とその周辺 | 17 |
| 第3図 段階的な植栽管理のイメージ | 112 |
| 第4図 将来整備構想図 (S=2,000) | 113 |
| 第5図 短期整備計画図 (S=1,500) | 116 |
| 第6図 植栽管理方針ゾーニング図 (S=2,000) | 117 |
| 第7図 上田城三の丸・城下の歴史要素と活用方針図 (S=10,000) | 120 |
| 第8図 上田城跡周辺の都市計画図 | 127 |
| 第9図 将来整備構想図〈平成2年版〉 | 128 |
| 第10図 史跡範囲図 (S=2,000) | 129 |
| 第11図 発掘調査範囲図 (S=2,000) | 131 |

〈写真図版目次〉

| | |
|--|----|
| 口絵写真1 上田城跡本丸東虎口 (昭和40年撮影) / 上田城跡本丸東虎口 (平成6年撮影) | |
| 口絵写真2 明治10年頃に撮影された古写真 / 明治40年頃に撮影された古写真 | |
| 写真図版1 公園整備の経過 | 24 |
| 写真図版2 近世及び現代の植生を表す資料 | 32 |
| 写真図版3 発掘調査の履歴 | 39 |
| 写真図版4 史跡の本質的価値 (本丸) | 48 |
| 写真図版5 史跡の本質的価値 (二の丸) | 52 |
| 写真図版6 近代の公園等形成に関する諸要素 (本丸) | 56 |
| 写真図版7 近代の公園等形成に関する諸要素 (二の丸) | 58 |
| 写真図版8 現代の公園利用に関する諸要素 (二の丸) | 60 |
| 写真図版9 古写真等に見る「近代の公園等形成に関する諸要素」(1) | 64 |
| 写真図版10 古写真等に見る「近代の公園等形成に関する諸要素」(2) | 66 |
| 写真図版11 現代の公園等形成に関する記録 (1) | 67 |
| 写真図版12 現代の公園等形成に関する記録 (2) | 68 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 写真図版13 史跡指定範囲外に所在する遺構 | 84 |
| 写真図版14 史跡内の現在の植生〈平成23年〉 | 123 |
| 写真図版15 近世から近代の植生を表す資料 | 123 |
| 写真図版16 史跡内に所在する石碑・胸像 | 154 |

〈表目次〉

| | |
|------------------------|-----|
| 第1表 歴代上田城主 | 26 |
| 第2表 上田城跡周辺で発生した風水害 | 29 |
| 第3表 上田城跡を襲った地震の被害 | 30 |
| 第4表 火災による上田城の被害 | 31 |
| 第5表 上田城跡公園の植栽樹木 (五十音順) | 34 |
| 第6表 史跡上田城跡整備事業の経過 | 36 |
| 第7表 発掘調査の履歴 | 38 |
| 第8表 上田城跡周辺における関連法規制 | 41 |
| 第9表 史跡の構成要素 | 47 |
| 第10表 現状変更の許可基準 | 81 |
| 第11表 史跡周辺地域の環境を構成する要素 | 82 |
| 第12表 各整備計画等の内容 | 134 |
| 第13表 現状変更申請一覧 | 140 |
| 第14表 史跡上田城跡の公有化の推移 | 144 |
| 第15表 年別の公有化率 | 146 |
| 第16表 上田城跡に関連する指定文化財 | 150 |
| 第17表 石碑・胸像等一覧 | 152 |

第 1 章 策定の目的と経過

第1節 各計画策定までの沿革

櫓や石垣、土塁、堀などが現存する上田城跡は、本丸と二の丸の約11haの範囲が史跡に指定されています。^{さなだまさゆき}真田昌幸が築城した上田城は、関ヶ原の敗戦により徳川方に破却されましたが、寛永3年(1626)から^{せんごくただまさ}仙石忠政が城の復興に着手し、本丸の七ツ櫓や櫓門などが再建され、続く松平氏が幕末までその姿を保ちました。明治維新後の払下げで、櫓や石垣等の建造物は一部を除いて解体・搬出され、堀や櫓台、土塁も公共施設の建設や、公園造成等の土木工事で一部が失われてしまいました。しかし、忠政が再建した西櫓が当時の姿のまま伝えられており、また、南櫓・北櫓も城外で貸座敷として使われたものの、本丸に移築復元されているなど、近世の城郭構造を維持している部分も少なくありません。

このように上田城跡は仙石氏・松平氏^{まるやまへいはちろうちよくぎ(なおよし)}在城時代の遺構を比較的良好に現代に伝えていますが、これは払下げ後、丸山平八郎直義が本丸を松平神社及び遊園地用地として寄付したことがきっかけとなり、城跡一帯が神社や公園として現在まで利用されてきたことがその一因です。一方で上田監獄支署や伝染病院、市公会堂、市民会館、市営陸上競技場、上田温泉電軌北東線などの公共施設が二の丸に相次いで建設されましたが、そのたびに公益性と史跡保護のどちらを優先するかという課題と向き合ってきたといえます。

上田市では、平成2年度に「史跡上田城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」）」を策定しました。それ以降、計画的に発掘調査を実施し、その成果に基づき、本丸東虎口櫓門の復元整備、二の丸北虎口の復元整備、尼ヶ淵崖面の崩落防止工事（石垣の解体修復等）を進めてきました。この整備基本計画の策定以前には、上田市は「上田城跡環境整備委員会」を組織して調査研究報告書（昭和51年度）をまとめ、次いで「上田城跡公園整備方針」（昭和56年度）、「上田城跡公園整備方針（第二次）」（昭和61年度）を策定し、発掘調査や尼ヶ淵散策道の整備を行ってきました。こうした状況を引き継ぐ形で策定した整備基本計画は、先に述べたような大型整備事業を長期的に実施していくための方針として定めたものです。しかし、策定から二十年余を経過し、また、市民会館の移転が具体的になるなかで、当時、中・長期整備目標とした事業のうち未実施の事業の再検討を行って、新たな視点を反映して整備基本計画の改訂を図るべきという機運が高まっていました。

一方、「史跡上田城跡保存管理計画（以下「保存管理計画」）」については、「上田城跡公園整備方針」において「保存管理に関する基本方針」を定めていますが、十分なものではありませんでした。また、平成13年度には策定に向けた検討をしましたが策定には至らず、これ以降、保存管理計画の策定は具体化しませんでした。これは、史跡指定地のほとんどが既に公有化されていたことが理由であると考えられます。現状変更については事案ごとに対応策を協議し、解決してきましたが、対応には一貫性を欠りこともありました。

こうした経緯を踏まえ、史跡上田城跡整備実施計画検討委員会での審議並びに文化庁及び長野県教育委員会の助言を得て、今回整備基本計画の改訂と保存管理計画の策定に取り組むことになりました。

第2節 策定の目的

上田城跡は明治8年(1875)に正式に払下げ先が決まり、明治12年以降、神社や公園等として利

れてきましたが、「遺構が旧規を保持していた」ことから、昭和9年12月28日に史跡に指定されました。現在、史跡とその周辺には、上田城跡公園、体育施設、市民会館、博物館、駐車場、芝生広場等が所在し、市民の憩いの場として親しまれています。また、一帯にはスギやソメイヨシノをはじめとした多くの樹木があり、市街地にあっても良好な緑地帯を形成しています。その一方、史跡内には近代以降の破壊を逃れた櫓、堀、石垣、土塁が良好な姿で保存されており、また、三の丸にも藩主居館跡等の関連遺構が残り、近世の城郭構造を十分に理解できることが上田城跡の魅力です。

整備基本計画の改訂は、上田城跡の南側に位置するJ T開発地に、上田市が「交流・文化施設(仮称)」の建設を予定し、史跡内に所在する市民会館と山本鼎記念館の移転と、その跡地整備が具体的になったことから行なったものです。合わせて、整備基本計画で中・長期整備目標とした事業のうち、櫓の復元等の未実施の事業についても短期整備目標として改めて設定し、上田城跡の整備活用の推進を図るものであります。

また、昭和10年4月10日に上田市は国から史跡の管理団体に指定され、保存のために必要な管理を行ってきましたが、保存管理計画については長期間、不十分な状態でした。今回策定した保存管理計画は、これらの経過や史跡の現状を踏まえて、上田城跡を将来にわたって適切に保存・管理し、継承していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、保存管理の方針や方法、現状変更の取り扱いについて決めました。さらに、整備活用の方針や周辺地域を含めた景観形成の方針も合わせて検討し、史跡指定地の整備活用等を含めた目標を示しました。

第3節 策定の経過

1 史跡上田城跡整備実施計画検討委員会の設置

整備基本計画の改定及び保存管理計画の策定にあたって、その審議及び検討機関となる「史跡上田城跡整備実施計画検討委員会」の設置に関して以下の要項を定めました。

史跡上田城跡整備実施計画検討委員会設置要綱

平成20年12月22日

(設置)

第1条 史跡上田城跡整備基本計画に基づく史跡上田城跡の整備を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「史跡上田城跡整備実施計画」という。)について検討するため、史跡上田城跡整備実施計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、上田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議をするものとする。

- (1) 史跡上田城跡整備実施計画に関すること。
- (2) その他、史跡上田城跡の整備に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験がある者、関係団体の代表者及び公募による市民のうちから、教育委員会が委

嘱する。

3 委員は、その諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務は、教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月22日から施行する。

2 計画策定の組織

上記要項に基づき、都市工学、建築学、考古学、造園学、歴史学等、計画策定に関連する分野の識者及び市民代表の計12名からなる委員会を設置し、文化庁文化財部記念物課調査官及び長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事の助言を得ながら、計画の審議・検討を行いました。

なお、整備基本計画は平成22年度に株式会社文化財保存計画協会に委託して作成した計画案について、審議・検討を行いました。

委員会の構成は次のとおりです。

〈検討組織〉史跡上田城跡整備実施計画検討委員会（順不同・敬称略）

委員長 渡邊 定夫 東京大学名誉教授（都市工学）

副委員長 櫻井 松夫 上田市文化財保護審議委員会会長（市民代表）

委員 浅倉 有子 上越教育大学大学院教授（日本近世史）

委員 尾澤 英夫 上田・城下町活性会（市民代表）

委員 久保美奈子 上田観光コンベンション協会（市民代表）

委員 栗村 道子 公募委員（市民代表）

委員 五味 盛重 元（財）文化財建造物保存技術協会参与（古建築・石垣）

委員 千田 嘉博 奈良大学文学部文化財学科教授（城郭）

委員 平井 聖 前昭和女子大学学長・東京工業大学名誉教授（建築史）

委員 安井 啓子 上田中央地域協議会（市民代表）
委員 宮本長二郎 （独）国立文化財機構東京文化財研究所名誉研究員（考古学）
委員 吉田 博宣 京都大学名誉教授（造園学）

〈助言者〉

内田 和伸 文化庁文化財部記念物課（整備部門）文化財調査官
三宅 克広 文化庁文化財部記念物課（史跡部門）文化財調査官
寺内 隆夫 長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事

〈事務局〉

上田市教育委員会 文化振興課
上田市立博物館
上田市都市建設部 公園緑地課
上田市観光商工部 観光課



史跡上田城跡整備実施計画検討委員会会議風景

3 委員会等の開催状況

計画策定に関する委員会等の開催状況は次のとおりです。

| 開催年月日 | 会議名 | 開催場所 | 議事・出席者等 |
|-------------------|-----------|-----------|--|
| 平成 22 年 7 月 12 日 | 検討委員会! | 市教委やぐら下庁舎 | ・ 整備基本計画の改訂作業に着手する件について ・ 改訂内容及びスケジュールの確認 |
| 平成 22 年 7 月 23 日 | 県教委協議! | 長野県庁 | ・ 整備基本計画の改訂に係る文化庁との協議内容について |
| 平成 22 年 7 月 26 日 | 文化庁協議! | 文化庁 | ・ 整備基本計画の改訂内容について（文化庁 三宅調査官・内田調査官、県教委 寺内指導主事） |
| 平成 22 年 11 月 4 日 | 庁内協議! | 市教委第二庁舎 | ・ 庁内関係各課から整備基本計画の改訂について意見聴取（博物館、公園緑地課、観光課） |
| 平成 22 年 11 月 4 日 | コンサル打合せ! | 市教委第二庁舎 | ・ 整備基本計画の改訂に係る着手時の打ち合わせ |
| 平成 22 年 12 月 2 日 | コンサル打合せ" | 市教委第二庁舎 | ・ 検討委員会"で検討する整備基本計画の改訂素案（第1次原稿）の検討 |
| 平成 22 年 12 月 16 日 | 検討委員会" | 市役所 | ・ 整備基本計画の改訂素案（第1次原稿一本丸及び二の丸の整備、管理便益施設の設置、歩道整備等）の検討 |
| 平成 23 年 1 月 20 日 | コンサル打合せ# | 市教委第二庁舎 | ・ 委員会"での検討を受けて修正した改訂素案（第2次原稿）の検討 |
| 平成 23 年 2 月 14 日 | コンサル打合せ\$ | 市教委第二庁舎 | ・ 文化庁協議"で提示する素案の検討 |
| 平成 23 年 3 月 11 日 | 県教委協議" | 長野県庁 | ・ 文化庁協議事項について |
| 平成 23 年 3 月 24 日 | 文化庁協議" | 文化庁 | ・ 整備基本計画（改訂版）の概要について ・ 保存管理計画の策定とスケジュールについて（文化庁 三宅調査官・内田調査官、県教委 寺内指導主事） |
| 平成 23 年 3 月 24 日 | 委員長協議! | 渡邊定夫事務所 | ・ 委員会#に提出する整備基本計画の改訂素案（第3次原稿）について ・ 保存管理計画の策定とスケジュールについて |

| 開催年月日 | 会議名 | 開催場所 | 議事・出席者等 |
|-------------------|---------|-----------------|--|
| 平成 23 年 3 月 28 日 | 検討委員会# | 市教委やぐら下庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備基本計画の改訂素案（第3次原稿－植栽計画、三の丸の景観維持と活用、整備プログラム等）の検討 ・ 保存管理計画の策定作業に着手する件について ・ 保存管理計画の内容及びスケジュールの確認 |
| 平成 23 年 6 月 9 日 | 委員長協議* | 渡邊定夫事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会\$に提出する整備基本計画の改訂素案（最終原稿）について ・ 保存管理計画（第1次原稿）について |
| 平成 23 年 7 月 20 日 | 検討委員会\$ | 市教委やぐら下庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備基本計画の改訂素案（最終原稿）の検討（検討終了） ・ 保存管理計画素案（第1次原稿）の検討 |
| 平成 23 年 7 月 21 日 | 文化庁協議# | 上田城跡 市教委第二庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備基本計画（改訂版）に係る内容確認と現地指導（文化庁 内田調査官、県教委 寺内指導主事） |
| 平成 23 年 9 月 8 日 | 文化庁協議\$ | 上田城跡 市教委第二庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存管理計画素案の検討と現地指導（文化庁 三宅調査官、県教委 寺内指導主事） |
| 平成 23 年 10 月 20 日 | 検討委員会% | 市教委やぐら下庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存管理計画素案（第2次原稿）の検討 |
| 平成 23 年 12 月 9 日 | 県教委協議# | 市教委第二庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存管理計画素案（第3次原稿）の検討 |
| 平成 23 年 12 月 22 日 | 文化庁協議% | - | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存管理計画素案（第3次原稿）を送付し、検討していただく（～1/30） |
| 平成 24 年 1 月 30 日 | 委員長協議# | 渡邊定夫事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存管理計画素案（最終原稿）の承認 |
| 平成 24 年 3 月 14 日 | 検討委員会& | 市教委やぐら下庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備基本計画改訂版及び保存管理計画の策定 |

第2章 史跡の概要

第1節 指定の概要

1 指定告示及び指定説明

上田城跡は昭和9年(1934)12月28日に史跡に指定され、官報に告示されました(告示内容は資料編〈資料7〉に掲載)。指定の事由、説明等については以下のとおりです(原文のまま)。

指定ノ事由 保存要目、史跡の部第四ニ依ル(古城跡、城砦、防塁、古戦場、国郡庁跡其ノ他政治軍事ニ関係深キ史跡)

保存ノ要件 公益上必要止ムヲ得ザル場合ノ他現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス

指定地籍 民有地百六十四筆ノ内空側十一町二反三畝二歩五合八勺 外二右地域内ニ介在スル道路敷

指定説明 千曲河畔^{あまがふち}ニケ淵ノ河岸臺地ニアリ天正十一年真田昌幸ノ築キタル平城ニシテ同十三年徳川家康ノ将大久保忠世鳥居元忠等之ヲ攻メテ抜クコト能ハス慶長五年昌幸幸村父子此城ニ籠リテ徳川秀忠ノ西上ヲ遮リ遂ニ秀忠ヲシテ関ヶ原戦ニ参加スルコト能ハサラシメタリ 今三ノ丸区域ハ殆ト舊形ヲ変セルモ本丸二ノ丸ニハ土壘濠陟等アリ南面及東西虎口附近ニハ石垣ヲ存シ且本丸ノ西南隅櫓ハ猶舊規ヲ存シ今徴古館ニ充用セラル

(指定説明) 千曲川の河畔・^{あまがふち}ニケ淵の河岸段丘上にあり、天正11年に真田昌幸が築いた平城で、同13年に徳川家康の家臣であった^{おおくぼただよ}大久保忠世、^{とりいもただ}鳥居元忠らがこれを攻めたが、落城させることができなかった。慶長5年には昌幸・^{ゆきむら}幸村父子が籠城して徳川秀忠の西上を遮り、ついに秀忠が関ヶ原合戦に参戦することができなかった。今、三の丸区域はほとんど旧状を変えてしまったが、本丸と二の丸には土壘や堀跡などが残り、南面及び東西虎口付近には石垣があり、かつ本丸の西南隅櫓は未だ旧規のままでは徴古館として利用されている。

2 管理団体の指定

文化庁発行の目録によると、昭和10年(1935)4月9日に上田市が管理団体に指定されました。なお、文化財保護法施行前は、官報での管理団体指定の告示はされていなかったようです。

3 指定の状況

- (1) 種別 史跡
- (2) 名称 上田城跡
- (3) 代表地番 上田市二の丸 6,260 - 1
- (4) 所在地 長野県上田市二の丸(旧地名 長野県上田市大字上田字上田)
同 (旧地名 長野県上田市大字上田字旧館)
同 (旧地名 長野県上田市大字常磐城字城下)
同 (旧地名 長野県上田市大字常磐城字城廻)
- (5) 指定等種別、年月日及び告示番号
昭和9年12月28日 史跡指定 文部省告示 312号
- (6) 面積 ア 史跡指定面積 111,586 m²
(公有地: 97,314 m²、神社地: 7,428 m²、民有地: 6,844 m²)
イ 都市計画公園決定面積(昭和40年11月24日指定) 151,000 m²

(7) 指定地番及び範囲

資料編〈資料7〉及び第17図のとおり

第2節 上田市の概要

1 社会的環境

長野県東部に位置する上田市は、平成18年3月6日に旧上田市、小県郡丸子町、真田町、武石村が新設合併して発足しました。面積は552 km²で、東御市、青木村及び坂城町と上田地域広域連合を構成し、長野市、松本市、須坂市、千曲市、立科町、群馬県嬭恋村とも接しています。市役所は上田城跡の三の丸の地に所在し、東経138度15分8秒、北緯36度23分55秒、標高456.0mを測ります。北には菅平高原、南には美ヶ原高原等、2,000 m級の山々に囲まれ、緩やかな挿鉢状の地形を形成しています。人口は159,926人（平成23年4月1日現在）と県下では長野市、松本市に次ぐ規模であり、東信地域の中心都市となっています。かつては東山道や北国街道などが通過し、古くから交通の要衝として発達してきましたが、近年、北陸新幹線や上信越自動車道が整備され、周辺地域との交通アクセスの利便性は飛躍的に向上しました。

上田市では観光をリーディング産業として位置づけており、中でも上田城跡は千本桜まつりをはじめ四季を通じて多くの来訪者があり、また、真田氏発祥の地であることから多くの関連史跡が所在しています。また、信州の鎌倉と呼ばれる塩田地域には安楽寺八角三重塔（国宝）や前山寺三重塔（重要文化財）、中禅寺薬師堂（重要文化財）などの貴重な仏教建築が所在することなどから、こちらも多くの観光客が訪れます。

その他の産業では、農業は日照時間が長く気温の日較差が大きい気候を生かしたりんごなどの果樹栽培が盛んです。工業では、電気、自動車部品、食品、機械、プラスチック等の工場が進出しており、近年では、知識集約型産業の集積を目指して、先端技術や研究開発型企業の誘致が進められており、学術研究都市の構築を目指しています。

2 自然的環境

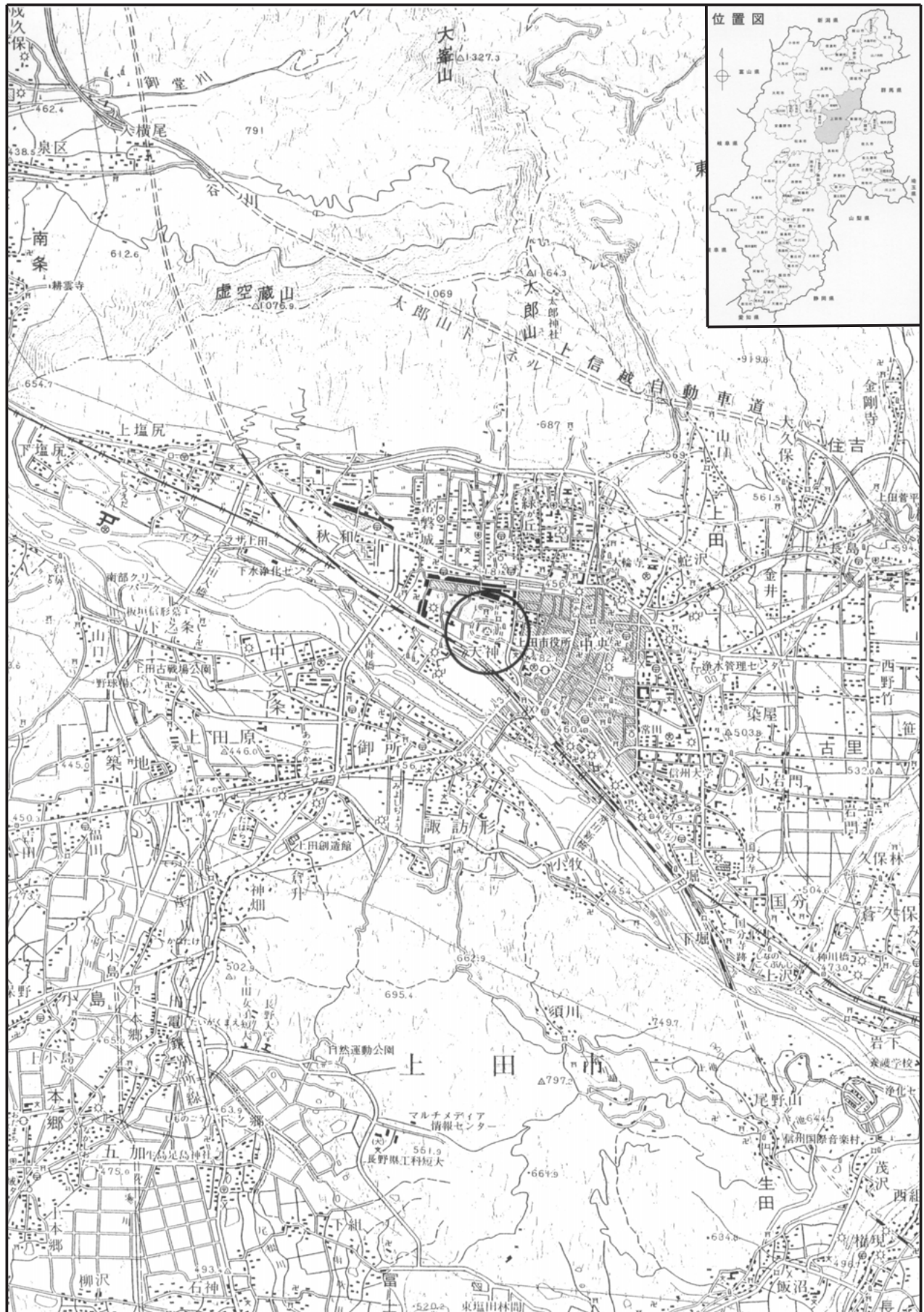
(1) 気象

上田城跡の位置する市街地付近は典型的な内陸性の気候で、夏には気温の日較差が大きく、日中の気温に比べると夜間は比較的過ごしやすのが特徴です。平成21年の年間平均気温は12.2℃で、年間平均降水量は890.5 mmでした。冬の降雪も少ないことから、年間を通じて過ごしやすい環境といえます。日照時間は年2,000時間以上あり、快晴の日は年間約80日に達します。なお、菅平や美ヶ原高原には夏季の冷涼な気候を求めて避暑やスポーツ合宿等で多くの人々が訪れます。菅平高原は冬期の気温が-20℃を下回ることもあり、全国でも有数の厳寒地帯です。

風は年間を通じて東や西からの風が多いことが特徴で、これは、南や北に山々が連なっている地形の影響を受け、風が千曲川に沿って東西に吹き抜けるためと考えられます。

(2) 地形と地質

太郎山、独鈷山、殿城山など1,200～1,300m級の山々に囲まれた上田盆地には、千曲川、神川、産川、浦野川などが流れ、河岸段丘が発達しています。このほか、断層活動による段丘状の崖地形も



第1図 上田城跡の位置

見られるほか、盆地を囲む山々の谷口や崖地形が発達しているところでは扇状地が広がっています。上田盆地の南側には塩田平しおだいらと呼ばれる平坦な地形が広がり、川筋などに湖成層が露出しているところがあります。盆地内の地層や地形は、第四紀に湖や川、火山、断層、火砕流、火山泥流などによって形成されたものです。なお、市域を分断して東西に千曲川が流れており、便宜的に右岸・左岸地域と大別しています。

上田城跡は市街地中心部に所在し、上田泥流層うえだでいりゅうそうが削られてできた段丘端部に所在しています。本丸の南側に見られる崖面には上田泥流層と下層の河床礫層が観察できます。河床礫層はもろく崩れやすいため、尼ヶ淵を流れていた千曲川の分流に削り取られてしまうことから、上田城跡は強固な自然の要害を持つ反面、常に自然の脅威にもさらされていました。そのため、川水の浸食を防ぐため、松平忠愛は享保18年（1733）から尼ヶ淵に護岸石垣の築造に着手しました。

この上田泥流層の崖面は千曲川左岸では浸食されて現在は見ることはできませんが、右岸では塩尻の国道18号線とバイパスが交差する付近から卸団地、上田城跡、信濃国分寺にかけて見られ、川との高低差は15～17mもあります。上田泥流は噴火で火口湖が壊されて発生した水と土砂が泥流さんぼうがとなったものと考えられ、含まれている岩石や周辺の火山の爆裂口の大きさ等から、群馬県境の三方ヶ峰みねと高峰の間にある深沢爆裂火口が、その発生した場所と推測されています。泥流には軽石と赤岩が取り込まれており、軽石は小諸懐古園こもろかいこえん付近に分布する浅間軽石流が起源とみられ、約1万1千年前の噴出物と年代が推定されていることから、上田泥流はそれ以降に発生したことになります。また、赤岩は三方ヶ峰の監視小屋付近にも多く転がっており、噴火した時に飛ばされた岩石だと考えられます。このことから、水ノ登山みずのとやまの南側が火山活動を始めて赤岩を噴出し、大爆発で深沢爆裂口ができた後、池の平火口湖跡の水が一気に流れ出て深沢川を流れ下り、さらに浅間軽石流を泥流の中に取り込み、千曲川の流れに沿って上田方面まで流れてきたものと考えられます。その結果、泥流が流れ込んだ千曲川沿いの場所は周囲の土地より標高が高くなったものと考えられます。

(3) 植生

植物区系では、上田市周辺は太平洋区系と日本海区系との境目にあたり、また、フォッサマグナ亜区系と中部山岳区系にも重なっています。このように多様な植物分布が見られるのが植生の特徴です。市内の平地は標高500m前後に位置し、垂直分布では丘陵帯から低山帯へと移る付近に相当します。山地にはアカマツが多く、里山ではコナラやクヌギ林を多く見ることができます。千曲川の段丘沿いにはケヤキ林が帯状に続き「グリーンベルト」と呼ばれる特徴的な景観となっています。

3 歴史的環境

(1) 旧石器時代～縄文時代

上田盆地周辺で石器が出土する地層で最も古いものは、約2万年前の旧石器時代のものです。遺跡は菅平高原（学校敷地遺跡・唐沢B遺跡ほか）や長和町の和田峠周辺などの高地に多く分布していますが、塩田平せぎぐちのいち（堰口ノ一遺跡ほか）や傍陽そえひ（新地蔵峠遺跡ほか）本原扇状地もとほら（境田遺跡）などでもこの時代の石器が発見されています。

土器を使い始めた縄文時代草創期そうそうき（15,000～12,000年位前）の遺跡は、菅平高原（小島沖遺跡ほか）などに知られていますが、石器が出土したのみで、堅穴建物跡たてあなたてものあとや土器の発見には至っていません。続く早期（12,000～7,000年前）の遺物は、菅平高原（大松山遺跡ほか）や殿城おひのき（大日ノ木遺跡）、上田原から別所とばやまどうくつ（上田原遺跡群ほか）、丸子から武石地域（鳥羽山洞窟遺跡ほか）等、高原だけでな

く標高の低い台地からも発見されていますが、集落跡は発見されていません。前期（7,000～5,500年前）もほぼ同様ですが、真田地域の四日市遺跡では集落跡が発見されています。市内でも前期末から中期（5,500～4,500年前）に集落が増えていますが、長野県を含む中部高地は縄文時代中期になると人口が増え、見事な模様の縄文土器や土偶が出現するなど、縄文文化の栄華を極めました。市内でも神川流域（四日市遺跡・八千原遺跡・浦沖遺跡）や黄金沢扇状地（八幡裏遺跡群）、武石川から依田川流域（岩ノ口遺跡・中丸子遺跡ほか）で当時の大きな集落遺跡が発見されています。後期（4,500～3,300年前）の遺跡には、八千原遺跡、八幡裏遺跡群、丸子地域の深町遺跡、真田地域の雁石遺跡がありますが、この頃になると集落の数が減り、人口も減ったことが推定されています。続く晩期（3,300～2,800年前）は浦野川流域の下前沖遺跡、上田原遺跡群、大日ノ木遺跡、雁石遺跡、四日市遺跡等で遺構や遺物が見つっていますが、隆盛を極めた縄文文化の面影は既になくなりつつあったようです。

(2) 弥生時代

千曲川流域に稲作が伝えられた時期は明確ではありませんが、当時使われていた土器は上田原遺跡群をはじめ市内各地から出土しています。弥生時代中期になると善光寺平や佐久平で大規模な集落が営まれるようになりますが、上田盆地では後期後半になってようやく集落が出現したようです。集落は河岸段丘上や自然堤防など、冠水しにくく、稲作に適した低湿地の近くに場所が選ばれています。浦野川流域（琵琶塚遺跡ほか）や産川流域（浦田遺跡ほか）が最も利用されており、千曲川右岸でも下町田遺跡（信州大学繊維学部遺跡）や秋和の宮原遺跡等、遺跡が分布しています。集落は数軒を単位とする小規模なものがほとんどで、水田や墓域などが明らかになった例はなく、その実態は不明な点も多いのが現状です。

(3) 古墳時代

市内の古墳で最も古いものは、4世紀後半に築造された秋和大蔵京古墳（方墳）です。上田地方の古墳の形は5世紀後半まで方墳のまま、前方後円墳への変化が大きく遅れています。これは上田地方が中央政権の影響下に置かれるのが他地域に比べて遅かったためと考えられています。東信地方で唯一の前方後円墳である二子塚古墳は黄金沢川扇状地の扇央部に位置しており、6世紀前半から中頃の築造と考えられています。ほかにも、帆立貝式の王子塚古墳、円墳の吉田原古墳、神川流域の新屋古墳群、他田塚古墳や塚穴原一号墳をはじめとする下之郷古墳群などが知られ、市の史跡に指定されています。

前期の集落には小規模なものが多く見られますが、後期になると大規模な集落が出現します。その代表的な例が国分寺周辺遺跡群で、居館の濠とみられる方形の溝が発見されています。

(4) 律令期

大宝律令のもとで信濃国にも国府が設置され、中央から国司が派遣されました。国府の遺構は明らかではありませんが、「和名類聚抄」には筑摩郡（松本市）にあったと記されています。信濃国分寺跡は上田市に所在したことが明らかですが、国府と国分寺は近接して設置されるのが一般的であることから、国府が上田から9世紀頃に筑摩郡に移ったと考えられています。上田における国府の所在地は、関連地名や条里的遺構の痕跡が残る染屋台や、信州大学繊維学部周辺が有力とされています。

東山道の経路については諸説あって、発掘調査でも道路遺構そのものは確認されていません。初期の東山道は伊那郡から直線的に佐久方面へと抜けていたようですが、官道として整備された後は筑摩

郡を経由するようになり、この時点で上田地方を通過するようになりました。詳細な位置は不明ながら、信濃国分寺跡に近い千曲川沿いを東に向かって上野国へ抜けていたことは確かで、当時の上田盆地は信濃国の政治・経済・軍事等の拠点としてだったと考えられます。

(5) 中世

律令制度が崩壊に向かうと、上田小県地方でも開発領主の寄進により貴族や寺社が経営する荘園が数多く成立しました。「吾妻鏡」には12世紀末の信濃国における荘園の名を記した注文が収められていますが、これによれば当地方には八条院領常田庄や最勝光院領塩田庄など6つの荘園と3か所の牧の名が見られます。この時代には地元^{とくだ}に所領を持つ地方武士達が勢力の増大を目指して都に向かいましたが、木曾義仲が敗北して源氏の世となると、武士達は鎌倉御家人を指向するようになりました。このような武士としては、海野氏、祢津氏、泉氏、浦野氏などが挙げられます。一方、それまで有力者だった塩田氏などは義仲にくみしたために所領を失う結果になったかとみられます。鎌倉時代の塩田平では幕府の重臣である島津氏、その後は北条氏が地頭職をつとめ、北条義政がここに移り住んでからは塩田北条氏が三代60年間にわたって仏教文化を花開かせました。今日でも安楽寺八角三重塔をはじめとする数多くの歴史的建造物、史跡が残されています。

鎌倉幕府が滅亡して信濃から北条氏の勢力が消滅すると、当地方も地方領主による争乱の時代に入ります。荘園の消滅と並行して守護と国人領主の対立が激化するなか、坂城葛尾城を本拠とする村上氏が支配を広げましたが、天文20年(1551)に甲斐^{かつらおじょう}の武田信玄によって攻略されました。真田家はこの頃に武田氏に仕えるようになり、次第に頭角を現していきましたが、武田滅亡後の戦乱の世を、主家を次々と変えることで巧みに切り抜けたことでも知られています。真田昌幸は天正11年(1583)には上田城の築城を開始し、間もなく小県郡一円を支配下に収めました。また、現在の市街地の骨格をなす城下町づくりも行いました。真田が上杉に臣属したために徳川から攻められ(第一次上田合戦)、関ヶ原合戦でも昌幸・信繁父子が西軍に加わったために上田城は徳川勢の攻撃(第二次上田合戦)にさらされましたが、よくそれをしのぎました。東軍勝利の後には、真田信之が沼田・小県を合わせた9万5千石を領して上田城主となり、領域支配を確固たるものにしました。

(6) 近世

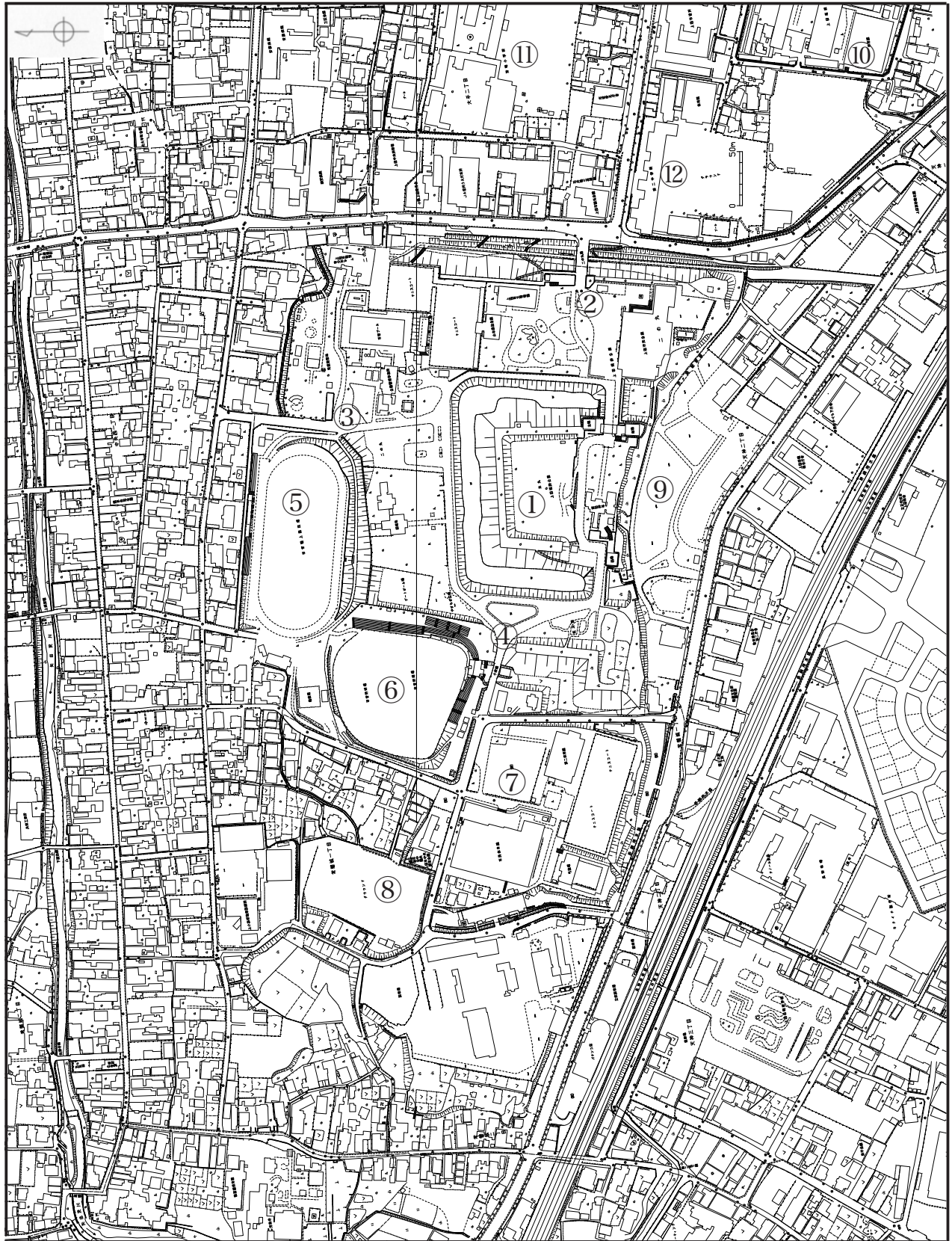
徳川幕府の時代には、城主が真田氏から仙石氏、松平氏と代わる中、城下町は物資の集散地として栄えました。現在の上田城は仙石忠政が復興したもので、城下町の整備も寛永頃までにはおおむね完成したようです。上田は城下町であると同時に北国街道の宿駅を兼ねており、流通の拠点でした。様々な産業が育ち、特に上田紬^{つむぎ}は養蚕とともに大きな発展をみせました。

第3節 史跡の沿革と現状

1 上田城の沿革

(1) 真田氏による築城と慶長の破却

上田城は天正11年(1583)に真田昌幸が築城を開始しました。真田一族は旧真田町を本拠とする土豪でしたが、昌幸の父・幸隆が武田信玄に従い、信州先方衆として頭角を現し、信濃、北上州を転戦しました。昌幸は幸隆の三男で、幼い頃から甲州で信玄に仕え、武田氏ゆかりの武藤姓を名乗っていましたが、天正3年の長篠合戦で兄・信綱、昌輝とともに討死したため、信濃へ戻って真田家を



- ①上田城跡本丸 ②二の丸東虎口 ③二の丸北虎口 ④二の丸西虎口 ⑤百間堀（陸上競技場）⑥百間堀（市営球場）
 ⑦小泉曲輪（市民体育館付近）⑧蓮堀（上田高校第二グラウンド）⑨尼ヶ淵 ⑩上田藩主居館（上田高校）
 ⑪作事場（清明小学校） ⑫上田藩文武学校（第二中学校）

第2図 上田城跡とその周辺

継ぐことになりました。

天正10年、武田氏は織田信長によって滅ぼされ、その信長もわずか3か月後の本能寺の変で命を落しました。この動乱期に昌幸は巧みな外交戦術で生き残りを図りながらも小県郡の制圧に乗り出し、築城と町づくりを開始しました。上田城は従来の山城と異なり、領国統治に便利な平城でしたが、南は尼ヶ淵の断崖に面し、北と西は矢出沢川に外堀の役目を果たさせるなど、天然の要害も兼ね備えていました。

築城開始から2年後の天正13年、上州沼田の領有をめぐる紛争から上田城は徳川家康の攻撃を受けますが、これを撃退して真田一族と上田城の名は一躍有名となりました。昌幸は以後、上杉景勝、豊臣秀吉に臣従し、領国と城の整備に努めました。

慶長5年(1600)に起きた関ヶ原合戦では、昌幸と次男信繁(幸村)親子は石田三成方に、長男の信之は徳川家康方に属することとし、昌幸は中山道を西上する徳川秀忠の大軍を相手に上田城で籠城戦を行いました。秀忠は上田に数日間釘付けにされ、関ヶ原合戦に間に合わなかったことは有名なエピソードです。

しかし、昌幸の健闘もむなしく合戦は徳川方が勝利し、上田城は徳川配下の諸将によって破壊され、廃城同然で信之に引き渡されました。信之は城の修復は行わず、三の丸に屋敷を構えて藩政にあたりましたが、元和8年(1622)、松代藩(長野市松代町)に移封を命じられました。真田氏の上田在城期間は39年間でした。

真田氏時代の上田城については、史料が乏しく不明な点が多いのですが、梯郭式の曲輪や、本丸、二の丸の北東部に鬼門除けとして隅欠と呼ばれる切り欠きを設ける点など、縄張りの基本的な部分は仙石氏以降の上田城にも踏襲されていると推定されています。建造物については工事や発掘調査で出土した瓦によって、本丸はもちろん二の丸や西側の小泉曲輪等にも瓦葺きの建造物が建てられていた可能性があります。特に金箔を押しした鯉瓦、鬼瓦、鳥衾瓦や、伏見城、大坂城に起源のある菊花紋軒丸瓦、五七桐紋鬼瓦の出土は、真田氏時代の上田城が石川数正の松本城、仙石秀久の小諸城などとともに秀吉配下の城郭として整備されたことを示しています。

(2) 仙石忠政による復興

仙石氏は美濃の土豪で、秀久の代に織田信長に仕え、信長の旗印であった永楽通宝紋を家紋としました。織田家にあつては羽柴(豊臣)秀吉配下として活躍し、信長没後の天正11年には淡路国州本城主となり、同13年には讃岐国を領有するに至りました。ところが、翌14年の島津氏との合戦に際して、秀吉の命に背いて敗戦し、所領を没収されて放逐されました。しかし、天正18年の秀吉の小田原攻めの折、秀久は家臣とともに参戦し、その戦功により先の罪を許され、信州佐久郡を与えられ、小諸城主となりました。秀久は小諸城を整備し、慶長5年の上田城攻撃と合戦後の破却にも加わっています。また、伏見城内において大盗賊石川五右衛門を捕らえたという伝説も知られており、その賞として秀吉より拝領した名器「千鳥の香炉」は明治5年に皇室に献納されました。

元和8年に小諸から入封した仙石忠政は、廃城同然となっていた上田城の復興を計画し、幕府の許可を得て寛永3年(1626)に工事に着手しました。忠政は築城奉行を勤めた家臣原五郎右衛門に宛てた直筆の覚書の中で、城普請の細部に至るまで細かく指示を与え全権を委ねています。工事は2年後の寛永5年に忠政が病床に臥すまで続けられ、その後、忠政の病死と重臣の抗争などの事情から未完成に終わっています。

現在見ることができる上田城の姿は、ほとんどがこの時に築かれたもので、本丸は7棟の重層隅櫓すみと土塀やぐら どべい、東西虎口こぐちに2棟の櫓門などが完成したものの、二の丸、三の丸は堀、土塁、虎口石垣などの普請ふしん（土木工事）が完成しただけで、櫓や門を建てる作事さくじ（建築工事）は手付かずに終わりました。しかし、発掘調査の結果、二の丸の虎口にも櫓門そせきの礎石が確認され、忠政は二の丸にも建物を建てる予定だったことがうかがえます。

仙石氏時代の上田城は、寛永18年、貞亨3年（1686）、元禄15年（1702）の3回にわたり改修工事が行われた記録が確認されており、破損した石垣の修復、二の丸北虎口土橋の木桶を石桶に改修、二の丸南西部えんしやうぐらに煙硝蔵さむらいぼんじやうを建設、本丸侍番所の建て直しなどが実施されました。仙石氏は忠政以降、政俊まさとし、政明まさあきらと三代84年間にわたって上田を治め、塩田平の溜池の築造・改修などによる農業振興と上田縞（紬）などの産業育成に力を注ぎました。

(3) 松平氏在城時代

宝永3年（1706）、出石藩（兵庫県豊岡市）に移封となった仙石氏に代わって、出石から松平忠周まつだいらただちかが入封しました。この松平氏は三河以来の徳川氏の一族で、藤井松平氏と呼ばれます。藤井松平氏の祖、信一は織田信長の近江国箕作城攻撃に家康の名代として徳川軍を率いて奮戦し、その武勲により、織田信長から自身が着用していた革羽織こもんじきりもんつきかわどうふく（重要文化財小文地桐紋付章胴服・上田市立博物館蔵）を拝領しました。以後、藤井松平氏はこの胴服に用いられていた五三桐紋ごさんのきりもんを家紋としました。

松平氏は、明治維新に至るまで七代、160年余にわたって上田藩を治め、譜代大名として幕府の要職をたびたび務めています。特に六代忠優ただます（忠固ただかた）はペリー来航に始まる幕末の動乱期に二度老中になり、多難な国政にあたった人物です。松平氏時代は経済の発達や産業の振興にともない、上田独自の文化が生まれ、幾多の人材を輩出しましたが、宝暦騒動に代表される一揆も多発しました。

上田城については、享保17年（1732）に起きた千曲川の大洪水で、崩壊の危機に瀕した尼ヶ淵の崖面に護岸用石垣を築いた以外は大規模な改修は行われず、仙石氏時代の姿が幕末まで維持されたようです。幕府の許可を仰いだ石垣等の修復工事は享保18～21年（1733～36）、寛延3年（1750）、宝暦7年（1757）、天明8年（1788）、天保14年（1843）、弘化5年（1848）、安政3年（1856）、万延元年（1860）の8回が記録に残っていますが、隅櫓に使用されていた瓦の刻印により、元文元年（1736）、天明元年（1781）、天明3年、文政13年（1830）等にも屋根の補修が行われていたことが分かります。

(4) 明治以降の上田城

明治4年（1871）の廃藩置県に伴い、上田城は国（兵部省）に接收され、東京鎮台第二分営が置かれました。第二分営は旧藩主邸に本部を置き、上田城には調練場と火薬庫が設けられました。しかし、明治6年には第二分営が廃止され、明治7年に本丸、二の丸の土地、建造物、樹木などの一切が払い下げられることとなりました。建造物や石垣は次第に取り壊され、西櫓1棟を除いた全ての建造物と石垣の一部は解体され、桑畑などに変貌していきました。

明治12年、城の面影が失われていくのを惜しんだ松平家旧臣や住民から松平神社創建の動きがあり、その趣旨に賛同した常盤城村在住の丸山平八郎直義は、所有していた本丸の土地を神社用地として寄付し、松平氏の祖霊を祀った松平神社が創建されました。丸山氏は後に本丸上段と堀の一部も神社附属の遊園地用地などとして寄付し、唯一残された西櫓しょうへいじんじやについても旧藩主松平忠礼まつだいらただなりに献納しています。これにより上田城跡の中核部分は市街化などの破壊から免れ、現代に残されることになりました。

なお、松平神社は太平洋戦争後、真田氏と仙石氏の歴代藩主等を合祀して上田神社となり、さらに真田神社と改称して現在に至っています。

また、二の丸跡は刑務所、伝染病院、桑畑等として利用されましたが、大正時代に公園化の要望が高まり、土地の公有化、刑務所等の移転、体育・遊戯施設等の建設が行われ、昭和初期に上田城址公園として市民に開放されました。一方で昭和9年12月28日には、本丸、二の丸の大部分が史跡に指定されています。

昭和16年(1941)、市内で遊郭として使われていたかつての本丸隅櫓2棟が東京の料亭に転売され、これを知った市民の間から2櫓を買戻し、城跡に移築復元しようという保存運動が起こりました。当時の上田市長浅井敬吾を会長として上田城址保存会が結成され、市民の寄付金により二つの櫓は買戻されました。移築復元工事は太平洋戦争さなかの昭和18年から始められ、戦局悪化による中断をはさんで、戦後の混乱もない昭和24年に、現在の南櫓、北櫓として完成をみました。この2つの櫓と寛永期から現存する西櫓は、昭和34年(1959)に長野県宝に指定され、昭和42年と56～61年の2回にわたって保存修理工事が行われ、かつての姿をよみがえらせました。

大正末期から昭和40年代にかけての上田城跡は、市街地に隣接した中核公園として各種の体育及び文化施設や顕彰碑が建設され、催し物や市民の憩いの場として親しまれました。しかし、建造物とはかく、城跡自体が文化財だという認識が希薄だったために、総合的な整備計画を策定しないまま、都市公園として施設建設や整備が進められた結果、城跡の遺構と歴史的景観が損なわれ、史跡としての価値を低下させる結果を招きました。

上田市はこれらの反省点を踏まえ、上田城跡を国民共有の文化財として長く後世に継承し、史跡としてふさわしい姿に整備していくために、昭和63年度に「上田城跡公園整備計画研究委員会」を組織し、文化庁と長野県教育委員会の指導、助言のもとに、専門の研究者らを招いて研究を重ね、その答申をもとに『史跡上田城跡整備基本計画(以下、整備基本計画)』を平成2年度に策定しました。

整備基本計画では、上田城跡の整備を短期、中期、長期の3段階に分けて段階的に実施していくこととし、城跡にふさわしくない施設の城外移転、計画的な発掘調査の実施、発掘結果と正確な史資料に基づく遺構の復元整備、城構えを踏まえた史跡範囲の拡大等を基本的な目標として定めています。平成3年以降、整備基本計画に沿って、発掘調査と整備事業が実施され、本丸東虎口櫓門の復元整備や二の丸北虎口石垣の復元整備等を行い、尼ヶ淵に面した石垣や崖面の修復工事を実施してきました(第1表)。

〈 略 年 表 〉

天正3年(1575) 長兄・次兄の戦死により昌幸が真田家を継ぐ。

11年(1583) 昌幸が上田城の築城に着手する。

12年(1584) 徳川家康が昌幸に沼田城を北条氏に明け渡すように命ずるが、昌幸は拒絶する。

13年(1585) 昌幸が徳川氏から上杉景勝に転属。徳川軍が上田城を攻める(第一次上田合戦)。上田城が一応の完成をみる。

14年(1586) 昌幸、この頃に豊臣秀吉に臣属。昌幸の城下町整備に関する最古の文書(願行寺文書)が残る。

18年(1590) 秀吉による天下統一。信濃に配下の諸大名が配置され、築城普請が開始される。上田城も大規模な整備を行ったものと推定される。

- 文禄 4 年 (1595) 秀吉朱印状に「上田 さな田安房守居城」とあり、これが城郭名及び町名としての「上田」の初出とみられる。
- 慶長 5 年 (1600) 関ヶ原合戦に際し、昌幸・信繁父子上田城に籠城、徳川秀忠軍を退ける (第二次上田合戦)。合戦後、家康の命により諏訪頼水、依田信守、大井政成ら上田城番として入り、上田城の堀を埋め、塀を破壊する。
昌幸・信繁は高野山に配流。上田領は徳川方についた長子信之に与えられた (6万5千石)。
- 6 年 (1601) この年の前半頃までに、徳川軍により上田城が破却される。
城の破却後、信之に上田領が引き渡され、8月に領内の土地の宛行等を行った。信之は城を復興せず、三の丸に居館を構え藩政にあたった。
- 8 年 (1603) 家康が征夷大將軍となり、江戸幕府を開く。
- 16 年 (1611) 昌幸、高野山麓九度山で没する。
- 元和 元年 (1615) 大坂夏の陣で信繁が戦死する。
一国一城令、武家諸法度により、城郭の新規構築は嚴禁、修補も許可制となる。
- 元和 8 年 (1622) 信之が松代に移封され、上田には仙石忠政が小諸から入封する。
- 寛永 3 年 (1626) 忠政、上田城復興工事に着手する。
5 年 (1628) 忠政が没したため、城普請は中断。上田城復興工事は未完成のまま終了した。
8 年 (1631) 千曲川大洪水となり、尼ヶ淵の地形が変わり、水が涸れる。
- 18 年 (1641) 城内各所の石垣の修復が許可される。以降、小規模の石垣修復がたびたび行われた。
- 正保 4 年 (1647) 「上田城絵図 (いわゆる正保絵図)」、「信濃国絵図」とともに幕府に提出される。
- 貞享 3 年 (1686) 本丸内の大破した侍番所を建てなおす。煙硝蔵 (穴蔵) を二の丸西南隅に新設し、櫓に保管していた煙硝 (火薬) を移す。二の丸北虎口土橋の内水道・両脇の石垣修復工事が行われる。
- 元禄 15 年 (1702) 煙硝蔵を穴蔵から土蔵に変え、二の丸北虎口土橋下の木樋を石樋 (現存) に変える。
- 宝永 3 年 (1706) 仙石政明、但馬の出石 (豊岡市) に転封。出石から松平忠周が上田へ入封した。
- 享保 15 年 (1730) 三の丸藩主屋形が焼失する。
17 年 (1732) 千曲川の洪水により尼ヶ淵の崖下が大きく崩壊した。
18 年 (1733) 前年の洪水で破損した崖面の修復に合わせて、その前面に護岸用石垣の築造を開始する (同 21 年に完成)。
- 延享 元年 (1744) 「小泉曲輪茶屋絵図」を作成する。
- 天明 8 年 (1788) 二の丸に新規に土蔵 (4 棟?) が築造される。【博物館・山本鼎記念館付近】
- 寛政 元年 (1789) 藩主邸全焼。翌年普請なる。
- 文化 13 年 (1816) 三の丸大手堀の堀浚いが行われる。【商工会議所付近】
- 天保 14 年 (1843) 二の丸に硯蔵として、土蔵 2 棟を増築する。【博物館・山本鼎記念館付近】
- 弘化 4 年 (1847) 善光寺大地震で櫓が傾き、三十間堀の水が涸れる。
- 嘉永 元年 (1848) 善光寺地震で崩れた石垣と傾いた櫓 (2 基、具体的な位置は不明) を修復する。
- 安政 元年 (1854) 小泉曲輪に調練場を設置し、洋式操練稽古を開始する。

安政の東海地震。本丸西門脇の石垣崩壊、塀・櫓門などが傾く。

- 慶応 3 年 (1867) 大政奉還され、王政復古の号令が發布される。
- 明治 2 年 (1869) 版籍奉還により、藩主松平忠礼は藩知事となる。
- 4 年 (1871) 廃藩置県により上田藩は上田県となり、ついで長野県に統合される。上田に東京鎮台第二分営が置かれ、上田城はその管轄下に置かれる。
- 5 年 (1872) 旧藩主松平忠礼と弟忠厚の兄弟が私費でアメリカに留学。
- 7 年 (1874) 前年の分営廃止に伴い、上田城跡の払下げが始まる。
- 10 年 (1877) 本丸隅櫓 2 棟が上田遊郭に移築され、貸座敷「金秋楼・萬宝楼」として営業を開始。
- 11 年 (1878) 二の丸三十間堀北側に招魂社を遷座する。【市民会館駐車場付近】
- 12 年 (1879) 松平神社創立の許可が下りる。丸山平八郎直義氏が寄付した本丸南側を社地とする。【現在の眞田神社】
- 13 年 (1880) 本丸北側を松平神社付属の遊園地として保存をとの声があがる。
- 14 年 (1881) 招魂社が本丸北側に移転新築される。
- 16 年 (1883) この頃、本丸跡に上田藩校文武学校の建物のうち、文学堂 (明倫堂) が移築される。
- 18 年 (1885) 上田監獄支署が二の丸に完成する。【博物館・山本鼎記念館付近】
- 27 年 (1894) 本丸に演武場ができる。【南櫓西側付近】
二の丸武者溜りに武徳殿ができる。【市民会館付近】
- 29 年 (1896) この頃、本丸跡が公園としての体裁が整う。
- 40 年 (1907) 本丸に上田藩校明倫堂の建物を移築し、料亭として使用する。
- 大正元年 (1912) 小泉曲輪に第一原蚕種製造所ができる。【市営体育館駐車場付近】
- 6 年 (1917) 二の丸に伝染病院ができる (のち上田市健康センター)。【公園管理事務所資材倉庫・プール事務室更衣室付近】
- 8 年 (1919) 上田町が市制施行により上田市となる。
- 12 年 (1923) 上田招魂社が二の丸に遷座する。【現在の場所】
上田市公会堂を二の丸に設置する。【市民会館付近】
- 14 年 (1925) 本丸に弓道場ができる。
- 昭和 2 年 (1927) 二の丸橋竣工。二の丸堀跡を通る上田温泉電軌北東線が伊勢山まで開通する。
市営運動場を設置する (工事中に金箔瓦出土を伝える)。小泉橋がしゅん工する。
- 3 年 (1928) 長野刑務所上田出張所 (旧上田監獄支署) が史跡外に移転し、跡地はテニスコートと児童遊園地 (4 年) になる。【博物館・山本鼎記念館付近】
陸上競技場、野球場、相撲場を二の丸百間堀跡に設置する。【現在の場所】以上の施設建設は昭和天皇御成婚記念事業として行われる。
- 4 年 (1929) 本丸に唯一残っていた櫓 (西櫓) を徴古館として一般公開する。
- 7 年 (1932) 上田城築城 350 年祭が挙行される。
- 9 年 (1934) 時の鐘が大手 (現商工会議所) から二の丸橋北側に移築される。【現在の場所】
上田城跡 (本丸・二の丸) が文部省指定史跡となる。
- 12 年 (1937) 武徳殿を二の丸招魂社東側に移転する。

- 13年(1938) 上田遊郭の金秋楼・萬宝楼が廃業する。
- 16年(1941) 金秋楼・萬宝楼として使用されていた2棟の櫓が売却され、東京の料亭に転売される。
- 17年(1942) 上田城址保存会が結成され、2棟の櫓を買戻し、城跡への移築再建を目指す。
- 18年(1943) 金秋楼・萬宝楼を移築のため解体する。
武徳殿を日本陸軍駐屯所に改称する。
- 19年(1944) 櫓再建工事の上棟式が挙行されるも、戦局悪化のため工事が中断する。
- 20年(1945) 上田市公会堂を進駐軍にアサマダンスホールとして開放する。
- 23年(1948) 上田城址保存会が再発足し、櫓再建工事が再開される。
日本陸軍駐屯所(旧武徳殿)を上田市屋内体育館とする。
- 24年(1949) 2棟の櫓(南櫓・北櫓)の再建工事がしゅん工する。
二の丸に動物園が復活する。【博物館南側付近】
- 28年(1953) 3棟の櫓を上田市立博物館として公開する。
松平神社、真田氏と仙石氏も合祀して上田神社と改称する。
- 29年(1954) 二の丸に市営プールができる。【現在の場所】
- 33年(1958) 動物園のツキノワグマ(六ちゃん)が人気者になる。
- 34年(1959) 本丸の3棟の櫓が長野県宝に指定される。
- 37年(1962) 二の丸に山本鼎記念館を開設する。【現在の場所】
- 38年(1963) 上田神社が真田神社と改称する。
二の丸に市民会館が完成する。【現在の場所】
二の丸北東の土塁を崩して近接する堀を埋めた。【児童遊園地付近】
上田市屋内体育館を上田市総合展示館とする。
- 40年(1965) 二の丸に市立博物館を新築する。【現在の場所】
- 42年(1967) 南櫓・北櫓の屋根葺替ほかの修理工事を実施する。
児童遊園地を二の丸北虎口東側に移転する。【現在の場所】
- 46年(1971) 市営プール東側にちびっこプールができる。【現在の場所】
- 47年(1972) 二の丸堀跡を軌道敷とした上田交通(旧上田温泉電軌)東北線が廃止となる。
- 52年(1977) 「上田城跡環境整備委員会調査研究報告」を発行する。
- 54年(1979) 本丸で料亭として使われていた明倫堂の建物を取り壊す。
招魂社西側にゲートボール場を開設する(現グラウンドゴルフ場)。【現在の場所】
- 56年(1981) 3棟の櫓の修復工事を開始する(62年に完了)。
二の丸堀電車軌道敷跡地を利用してけやき並木遊歩道が完成する。【現在の場所】
二の丸樹木屋敷跡に勤労青少年ホームができる。【現在の場所】
- 57年(1982) 「上田城跡公園整備方針」を策定する。
- 58年(1983) 上田城築城400年祭が挙行される。
- 61年(1986) 「上田城跡公園整備方針(第二次)」を策定する。
- 63年(1988) 二の丸の上田市総合展示館(旧武徳殿)を解体撤去する。【招魂社東側】

〈写真図版 1〉 公園整備の経過



土地や建物の払い下げ開始（明治 6 年）



松平神社の創建（明治 12 年）



市道公園 1 号線開設（大正 15 年）



二の丸北虎口の整備（昭和 2 年）



監獄跡地に庭球場設置（昭和 2 年）



監獄跡地に遊園地設置（昭和 2 年）



北東線開通による二の丸橋の整備（昭和 2 年）



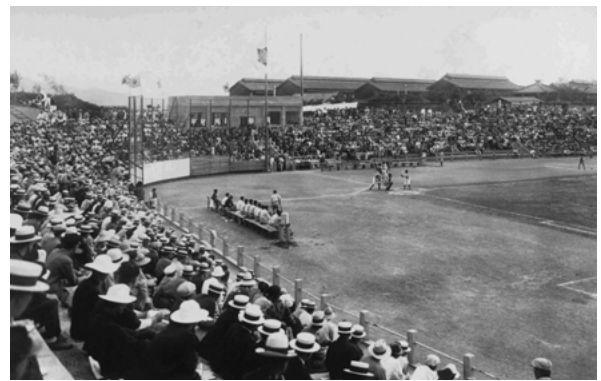
二の丸西虎口・小泉橋の整備（昭和 2 年）



徴古館開館に向けた西櫓の整備（昭和3年）



百間堀に陸上競技場設置（昭和3年）



百間堀に野球場設置（昭和3年）



築城350年記念祭（昭和7年）



上田遊廓に移設されていた櫓（昭和18年）



本丸東虎口に復元される南櫓・北櫓（昭和19年）



解体中の公会堂（昭和37年）

第1表 歴代上田城主

| 城主 | | 石高 | 入封・襲封年 | 移封・没年 |
|---------------------|------|-------------------|--------------------------------------|----------------|
| さなだ まさゆき 真田 昌幸 | 安房守 | 9万5千石 (沼田領を含む) | 天正11年(1583)築城 | 慶長5年(1600)改易 |
| のぶゆき 信之 | 伊豆守 | // | 慶長5年入封 | 元和8年(1622)松代移封 |
| せんごく ただまさ 仙石 忠政 | 兵部大輔 | 6万石 | 元和8年小諸藩から入封 | 寛永5年(1628)没 |
| まさとし 政俊 | 越前守 | // | 寛永5年襲封 弟・政勝に矢沢2千石を分知(寛文9年) | 延宝2年(1674)没 |
| まさあきら 政明 | 越前守 | 5万8千石 | 寛文9年(1669)襲封 | 宝永3年(1706)出石移封 |
| まつだいら ただちか 松平 忠周 | 伊賀守 | 5万8千石 | 宝永3年出石藩から入封 | 享保13年(1728)没 |
| ただぎね 忠愛 | 伊賀守 | // | 享保13年襲封 弟・忠容に塩崎(長野市)5千石を分知(享保15年) | 宝暦8年(1758)没 |
| ただより 忠順 | 伊賀守 | 5万3千石 | 寛延2年(1749)襲封 | 天明3年(1783)没 |
| ただまさ 忠濟 | 伊賀守 | // | 天明3年襲封 | 文政11年(1828)没 |
| たださと 忠学 | 伊賀守 | // | 文化9年(1812)襲封 | 嘉永4年(1851)没 |
| ただます 忠優 (忠固) | 伊賀守 | // | 天保元年(1830)襲封 | 安政6年(1859)没 |
| ただなり 忠礼 | 伊賀守 | // | 安政6年襲封 | 明治2年(1869)版籍奉還 |

2 土地の利用状況等

(1) 払下げ後の動向

史跡指定地の総面積は111,586㎡で、全体の約86.5%にあたる96,569.8㎡を公園用地として利用しています。また、公有地は97,379.63㎡で公有化率は87.2%(平成23年当初)となります。

払下げ後の上田城跡は、本丸と堀を除いてほとんどが畑となっていたようです。還禄士族に対して、授産のために土地を払下げたようですが、当時の土地所有の経過については不明な点が多く、果たし

てこれらの人たちが土地を利用していたかどうかは明らかではありません。明治18年(1885)に上田監獄支署が二の丸東虎口北側に移転新築されますが、それまでは畑だったことが文書から知ることができます。また、前出のとおり、大正時代には西櫓周辺は桑畑となっていました。城内が畑になっていたというのは、今では想像しにくいことですが、その後、二の丸は大正13年(1924)から昭和3年(1928)にかけて市が土地を買上げ、以降、公園としての体裁を整えていきました。

(2) 本丸

本丸は明治40年頃には既に「上田公園」という名称で呼ばれており、上の台は桜が植えられ、花の名所として親しまれていたことが分かっています。その後、料亭、飲食店、住宅等が存在しましたが、現在は全て移転し、旧景に復しています。跡地にはウメ、カエデ、フジ等が植栽されています。また、本丸堀の周囲にはソメイヨシノの古木が生長し、上田城跡公園を代表する景観のひとつとなっています。

なお、上の台にある土塁上は散策道として親しまれています。土塁の隅にある櫓台には、発掘調査で検出した遺構を埋め戻して現地保存しています。3棟ある櫓のうち、東虎口の2棟(北櫓・南櫓)は櫓門と合わせて内部を展示公開しています。櫓はすべて長野県宝に指定されており、火災に備えて放水銃を6基配置し、消火用水を貯留する地下タンク及びポンプ室を上段に設置してあります。

(3) 二の丸

二の丸は、北虎口の石垣が整備されましたが、残りの東虎口、西虎口は近代に破壊あるいは改変したままの状態になっています。また、公園用地のうち、史跡整備が完了していない区域は、市民会館及び駐車場、市立博物館、市立山本鼎記念館、市営プール、市営東テニスコート、花木園等になっています。こうした区域の整備については、施設の移転が前提になるため、整備基本計画どおりに進んでいないのが現状です。

二の丸の博物館前と二の丸西虎口南側は樹木の多いゾーンとして親しまれています。また、本丸堀の両側を中心にソメイヨシノが植栽されており、「上田城千本桜まつり」には大勢の皆さんが訪れます。かつて鉄道用地だった二の丸堀の一部はケヤキ並木遊歩道として整備され、秋には「信州上田城けやき並木紅葉まつり」が開催されるなど、史跡を活用したイベントが行われ、多くの観光客でにぎわいます。

(4) 神社地

神社地は、本丸の眞田神社と二の丸の上田招魂社の境内です。面積は合わせて8,272.41㎡で、史跡地全体の約7.4%になります。境内に所在する建築物、工作物は次のとおりです。

〈眞田神社〉 本殿・拝殿・社務所・お札場・土蔵・手水舎^{ちようずしや}・鳥居・木柵・上水道・電線

〈上田招魂社〉 本殿・拝殿・社務所・土蔵・鳥居・玉垣・石碑2・上水道・電線

なお、尼ヶ淵崖面への影響を配慮し、眞田神社手水舎の流水と南櫓台石垣西部の暗渠排水^{あんきよ}は、排水管を共用して本丸の堀に流下するようにしています。史跡の保存活用に関しては、今後もこうした連携を図ります。

(5) 民有地

上田市は、大正末期から昭和初期にかけて、二の丸の土地を取得し、公共施設の設置や公園としての整備を進めましたが、現在も二の丸には民有地が存在します。地権者は7名で13筆、面積合計は6,128.36㎡で全体の5.4%になります。これらは史跡の南西部にあり、ほとんどが畑として利用され、

所有者は自家用の果樹や野菜等を栽培しています。

3 災害と被害状況

上田市周辺は年間平均降水量が約 900 mm と少なく、地震による被害も少ないことで知られています。しかし近年は、夏季に「ゲリラ豪雨」と呼ばれる短時間の集中豪雨等による被害が目立つようになりました。地震についても上田城跡付近で震度 3 以上の揺れが記録されるものが増えています。

松平神社文書や師岡史料^{もろおかしりょう}などの藩政史料には、水害や地震、火災に関する記録を見ることができません。ここでは、上田城の被災の履歴を整理します。

(1) 風水害 (第 2 表)

上田城跡は千曲川の河岸段丘端部に占地しています。本丸の南側の尼ヶ淵にはかつて千曲川の本流・分流が流れており、自然の堀の役目を果たしていました。本丸と尼ヶ淵との高低差は約 12 m あります。また、二の丸の北側には矢出沢川の水を引き込んだ、百間堀・広堀と呼ばれる広大な水堀が設けられていました。現在では当時の様子をうかがうことは難しくなっていますが、上田城は豊富な水により、城の守りを堅固なものにしていました。

ただし、強固な要害を持つ反面、洪水による尼ヶ淵崖面の崩壊等の脅威にもさらされており、近世から近代初頭にかけて、崖面保護のために石垣の築造などの対策が施されました。近年の崖面崩落の要因は当時と異なりますが、整備基本計画で尼ヶ淵崖面崩落防止対策工事を重要項目として位置づけ、対策を講じてきました。

築城以降、記録が残っている上田城跡周辺での風水害の発生状況は第 3 表のとおりです。尼ヶ淵を流れる千曲川の本流・分流は、洪水のたびに流路を変えたことが推定されます。古文書から 17 世紀前半には何度か流路を変えていたことをうかがい知ることができます。享保 17 年 (1732) には、洪水で尼ヶ淵の崖面が大きく削り取られ、千曲川の本流とも推定される「大川」が崖下を流れるようになりました。そのため、崖の浸食と崩落防止のために長大な石垣が築造されたことは、上田城と尼ヶ淵の関係を表現する際の好例としてよく取り上げられます。大正 2 年以降、千曲川堤防が整備され、尼ヶ淵まで川の水が及ぶことはなくなりました。

しかし、最近は雨水による崖面崩落が目立っています。ただ、この事象については、雨水やその凍結が原因であることから、近年に限って発生しているものではなく、築城以前から崖面の崩落は続いていると考えられます。南櫓・西櫓直下の崖面はこれ以上崩落すると危険な状況が許されないほど逼迫した状況です。近年、石垣修築や雨水浸透防止工事等による対策を講じてきましたが、今後も一層注意を払う必要があります。

尼ヶ淵の崖面崩落防止対策工事については、整備基本計画の策定以降、史跡の景観に配慮しながら、これまで石垣解体修復工事や化粧モルタル吹付け工事などを実施してきました。今後も未実施区域については最適な施工方法を検討し、保護工事を実施する必要があります。また、以前から指摘されている尼ヶ淵の散策道については、特に石垣に接しているものは石垣から十分な距離を設けるなど、万一の崩壊時に人的な被害がないよう措置を講じる必要があります。

なお、史跡全域に目を向けると、各所の石垣も雨水が原因と推定される崩落が起こっており、特に近代初頭に設置された石垣でこの傾向が顕著であり、構築材であるモルタルの劣化が一因と考えられます。これらは史跡の本質的な構成要素ではない石垣ですが、利用者の安全を考えた場合、重点的に対策を講じる必要があります。

また、史跡内の樹木の生長により、台風などの突風で木が倒れる事案が最近増えています。平成22年7月に発生したダウンバースト（下降噴流）は、上田城跡周辺で特に大きな被害をもたらし、スギやヒマラヤスギの古木が数本倒れたりするなど、過去に例のない災害が発生しました。櫓や石垣に直接的な被害はなかったものの、倒れる方向によっては西櫓への被害が想定されるケースも見られました。こうした古木については、史跡の本質的な構成要素ではないものがほとんどであるため、倒れる危険のあるものは伐採等の対策を講じていますが、上田城跡公園の景観として既に定着しているものもあることから、植栽計画（第4章第4節4参照）に基づいて整理して行く必要があります。

第2表 上田城跡周辺で発生した風水害

| 西暦 | 和暦 | 月日 | 河川 | 被災区域 | 被災内容 |
|------|------|-------|-------|---------|-----------------------------|
| 1603 | 慶長8 | | 千曲川 | 尼ヶ淵 | 尼ヶ淵の水が涸れる（流路の変化か）。 |
| 1630 | 寛永8 | | 千曲川 | 諏訪部、中之条 | 尼ヶ淵の地形が変わり、水が涸れる。 |
| 1688 | 元禄5 | 7.17 | 千曲川 | 諏訪部、御所 | 諏訪部から御所村一面が水没。 |
| 1721 | 享保6 | 7.16 | 蛭沢川 | 原町、海野町 | 増水で水が小路に溢れる。 |
| 1723 | 享保8 | 8.10 | 千曲川ほか | 諏訪部ほか | 市内各地の橋が流失。 |
| 1732 | 享保17 | 5.18 | 千曲川 | 尼ヶ淵 | 尼ヶ淵崖面が崩落したため、石垣を築く。 |
| 1742 | 寛保2 | 7.28 | 千曲川ほか | 上田藩全域 | 千曲川、利根川流域で甚大な被害（戊の満水）。 |
| 1765 | 明和2 | 4 | 千曲川 | | 落橋154、家屋流失9、流死1等。 |
| 1790 | 寛政2 | 8.5 | 千曲川 | | 川除決壊382、落橋205等、拝借金4000両。 |
| 1791 | 寛政3 | 8.5 | - | 諏訪部 | 大暴風雨による風倒木で諏訪部神社拝殿倒壊。 |
| 1825 | 文政8 | 5.3 | 千曲川 | 諏訪部ほか | 諏訪部橋通行禁止。 |
| 1828 | 文政11 | 7.1 | 千曲川ほか | | 暴風雨で出水。 |
| 1842 | 天保13 | | 蛭沢川ほか | 柳町ほか | 集中豪雨により蛭沢川、矢出沢川溢れる。 |
| 1856 | 安政3 | 8.25 | 千曲川 | | 各所で決壊。 |
| 1857 | 安政4 | %27 | 矢出沢川 | | 大風雹交じりの雷雨により溢れ、落橋1。 |
| 1859 | 安政6 | 6.6 | 千曲川ほか | 上田藩全域 | 大風雨により家屋流失10など。 |
| 1859 | 安政6 | 7.25 | 蛭沢川ほか | 上田藩全域 | 豪雨により家屋流失10など。 |
| 1865 | 慶応元 | %15 | 千曲川ほか | 上田藩全域 | 豪雨により川除等流失。塩尻の岩鼻決壊。 |
| 1896 | 明治29 | 7.21 | 千曲川ほか | 上田藩全域 | 落橋多数、流死14、家屋流失37。 |
| 1898 | 明治31 | 9.7 | 千曲川 | 諏訪部ほか | 落橋多数。 |
| 1910 | 明治43 | 8.8 | 千曲川 | | 畑地・鉄道線路水没。駅周辺家屋流出。 |
| 1913 | 大正2 | | | | 第一期千曲川改修事業開始（～昭和16）。 |
| 1949 | 昭和24 | | | | 第二期千曲川改修事業開始。 |
| 1949 | 昭和24 | 8.31 | 千曲川 | 北天神町 | キティ台風により、堤防決壊し、家屋流失10。 |
| 1951 | 昭和26 | 6.12 | - | 市内全域 | 降雹が20分間続く。15cm積もる。 |
| 1958 | 昭和33 | 9.17 | 千曲川ほか | 市内全域 | 台風21号により、河川氾濫。大屋堤防決壊。 |
| 1959 | 昭和34 | 8.14 | 千曲川ほか | 市内全域 | 台風7号による強風で倒木等の被害。 |
| 1959 | 昭和34 | 9.26 | 千曲川ほか | 市内全域 | 伊勢湾台風により、甚大な被害。 |
| 1965 | 昭和40 | 9.20 | - | | 台風により南北櫓の鼻隠しと北櫓の窓がき損。 |
| 1981 | 昭和56 | 8.29 | - | 尼ヶ淵 | 台風15号等により東南隅崖面が崩落。 |
| 1993 | 平成5 | 4.23 | - | 尼ヶ淵 | 崖面浸透水により、南櫓下享保石垣が天端一部崩落。 |
| 1995 | 平成7 | 7.8 | - | 二の丸 | 集中豪雨により、博物館東側の石垣が一部崩落。 |
| 1996 | 平成8 | 7.2 | - | 常盤城 | 降雹が20分間続く。 |
| 2004 | 平成16 | 10.20 | - | 尼ヶ淵・二の丸 | 台風23号により市民会館南側と民有地南側崖面等が崩落。 |
| 2010 | 平成22 | 1.4 | - | 尼ヶ淵 | 崖面浸透水で南櫓台の下・空堀側の石垣が一部崩落。 |
| 2010 | 平成22 | 7.24 | - | 市街地周辺 | ダウンバーストで上田城跡及び周辺で風倒木多数。 |

※ 丸囲み数字は閏月を表す。

(出典：上田市誌別巻(3)、同自然編資料)

(2) 地震 (第3表)

地震による上田城の被害は記録に残るものが少なく、わずか2点の史料が知られているのみです。弘化4年(1847)に発生した善光寺大地震では、本丸の2棟の隅櫓が傾き、水の手としても重要な役割を果たしていた三十間堀が涸れるなど、大きな被害がありました。また、安政元年(1854)の安政東海地震では、本丸西虎口の櫓門脇の石垣が崩れるなどの被害があったことが分かっています。

上田周辺には糸魚川-静岡構造線や中央構造線をはじめ、断層が何本も確認されています。上田城跡周辺も、大部分は断層活動で形成された湖沼に堆積した第四紀氷河期の地層から成り立っています。近い将来に発生が予測されている東海地震をはじめ、万一の際に想定される被害に対して、事前の備えは万全にしておく必要があります。

廃城後は本丸の隅櫓・櫓門が西櫓を除いて撤去されていたこともあり、石垣などの建造物に関する地震による具体的な被害状況については記録はありません。近代以降、市内を震源とする地震(野竹、

第3表 上田城跡を襲った地震の被害

| 西暦 | 和暦 | 月日 | 名称と震度(大手町) | 被災内容 |
|------|------|-------|--------------------|--|
| 1703 | 元禄16 | 12.31 | 元禄地震 | 塩田で家屋倒壊11。 |
| 1703 | 元禄16 | 11.22 | | 下之郷ほかで家屋倒壊12棟。 |
| 1705 | 宝永2 | 10.4 | | 下之郷で家屋倒壊2棟、12棟半傾し、20日間屋外で炊寝。 |
| 1847 | 弘化4 | 3.24 | 善光寺大地震 | 櫓が傾き、三十間堀の水が涸れる。 |
| 1853 | 嘉永6 | | | 翌年にかけて上田周辺で地震多発。 |
| 1854 | 安政元 | 1.23 | 安政東海地震 | 本丸西虎口門脇の石垣が崩れる。寺社大破4、家屋全壊10など。 |
| 1855 | 安政2 | | | ~5年にかけて地震多発。 |
| 1889 | 明治22 | 1.8 | | 坂城町域を中心とする強い地震。上田城跡に被害なし。 |
| 1901 | 明治34 | | | 強い地震。上田城跡に被害なし。 |
| 1912 | 大正元 | 8.17 | 野竹を震源とする地震 | 野竹を震源とするM2.1、深さ10-の地震。墓石や碑がずれたり、石垣が倒れるなどの被害。余震は1ヶ月あまり続く。上田城跡に被害なし。 |
| 1916 | 大正5 | 2.22 | | 浅間山の火山活動に伴う地震。上田城跡に被害なし。 |
| 1923 | 大正12 | 9.1 | 関東地震(関東大震災) | 上田城跡に被害なし。余震が2、3日続く。市内では墓石・塀の倒壊などの被害。 |
| 1965 | 昭和40 | 8.3 | 松代群発地震 | 石垣損壊。翌年、市内を震央とする地震3回。川西地域の池5ヶ所が被害。 |
| 1984 | 昭和59 | 9.14 | 長野県西部地震 | 上田城跡に被害なし。 |
| 1986 | 昭和61 | 8.24 | 丸子を震源とする地震 | 上田城跡に被害なし。丸子の八日町を震源とするM4.9の地震。ブロック塀が崩れるなどの被害。 |
| 2004 | 平成16 | 10.23 | 新潟県中越地震 | 3 上田城跡に被害なし。 |
| 2007 | 平成19 | 7.16 | 新潟県中越沖地震 | 4 上田城跡に被害なし。 |
| 2011 | 平成23 | 3.11 | 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) | 4 上田城跡に被害なし。 |
| 2011 | 平成23 | 3.12 | 長野県北部地震 | 3 上田城跡に被害なし。 |
| 2011 | 平成23 | 6.30 | 松本市を震源とする地震 | 2 松本市を震源とするM5.4の地震。上田城跡に被害なし。 |

※震度は1996年10月1日改定の震度階級による。

(出典：上田市誌別巻(3))

丸子八日町)、松代群発地震や長野県西部地震等の長野県内を震源とする地震も発生し、上田城跡には被害はなかったものの、市内では石垣の倒壊や降灰などによる被害がありました。また、最近では東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)や長野県北部地震など、最近は震度3以上の揺れにもたびたび見舞われています。

現在本丸には隅櫓3棟と復元された櫓門1棟、櫓台石垣等があり、二の丸には虎口石垣等があります。櫓や^{はら}孕みが目立つ石垣については随時修復をしてきましたが、耐震構造物ではないため、強い揺れの際には崩壊する危険があります。こうした危険性を踏まえ、地震発生時における安全確保等の対応について、綿密な計画を用意する必要があります。

(3) 火災(第4表)

関ヶ原合戦後、破却された上田城は真田信之に与えられましたが、信之は三の丸に藩主居館を構え、藩政を執りました。城を復興した仙石忠政は本丸に隅櫓等を整備しましたが、藩主居館は三の丸に置いたままとし、明治維新までこの体制が維持されました。

こうした事情もあつてか、城内を火元とする火災の記録は、現在のところ確認できません。本丸の侍番所に番人が昼夜詰めていたのみであり、松平氏の時代には城内はうっそうとした森ようになっていたと伝えられています。ただし、櫓門や櫓の一部は文書や武具の蔵として幕末まで継続的に使用され、修理も随時行われていたようです。本丸に御殿がなかったことから、火災に見舞われる機会は一般的な城郭に比べると少なかったと言えるでしょう。また、仙石氏も松平氏も「火の用心」を規則とし、城下に徹底していたことが知られており、城下町の大火等による本丸、二の丸への被害は知られていません。

ただし、藩主居館は二度の火災を被り、寛政元年(1789)の火災では建物が全焼しました。

第4表 火災による上田城の被害

| 西暦 | 和暦 | 月日 | 出火場所 | 被災内容 |
|------|------|-------|-----------|------------------------|
| 1730 | 享保15 | 12.25 | 藩主居館(三の丸) | 建物焼失する。 |
| 1789 | 寛政元 | &.14 | 藩主居館(三の丸) | 全焼する。現在の表門は火災後に再建したもの。 |

※ 丸囲み数字は閏月を表す。

(出典: 上田市誌別巻(3))

4 植生

(1) 近世の状況

廃城前の上田城の様子を示すものとして、「カラスのねぐら」という表現がよく使われますが、当時の本丸と二の丸はマツ・スギの大木やタケがうっそうと生い茂る林だったと伝えられています。宝暦11年(1761)の上田騒動の記録「^{うえだじまくづれごうし}上田縞崩格子」では、上田城をねぐらにするカラスが大騒ぎしたという異変を一揆勃発の前兆として描いており、同じく「上田騒動実記」にも同様の表現が見られます。また、^{あかまつこさぶろう}赤松小三郎が城の番人を「^{からす}烏の番人」と表現するなど、江戸中期以降、上田城を「カラスのねぐら」と揶揄することは人々の間で一般的だったのでしょうか。実際、廃城後に払い下げられたマツやスギは、目通りの周囲が75~270cmに及ぶものが950本もあったことが知られています。

近世の上田城の絵図には、当時植えられていた樹木とその範囲を推測できる史料もあります(写真

〈写真図版 2〉 近代及び現代の植生を表す資料



明治 28 年頃の松平神社 (本丸) のようす



昭和 60 年頃の上田城跡

図版 15)。絵図を素直に評価するのは危険な面もありますが、元禄 15 年（1702）の絵図には本丸・二の丸の土塁にしかなかった樹木が、享保年間の絵図では僅かに平地にも樹木が描かれるようになり、寛永年間のものとする絵図では本丸の下の段を除いたほとんどの場所が緑色に塗られ、何らかの植生が広がっているようです。絵図の樹木はほとんどがマツを表現しているようですが、元禄の絵図ではスギや落葉樹など、マツ以外の樹木をいくつか描き分けています。

『上田市誌』自然編(3)では、本丸のスギ、エンジュ、シラカシ、ムクロジの大木、園内の所々にある太いケヤキやイチョウなどは、廃城前から上田城跡にあったもので、尼ヶ淵に面するスギ並木は仙石忠政が城を復興した 17 世紀前半頃に植えたものとしています。近年、古木となったこれらのスギが枯死したり、倒壊することが多くなっています。また、ムクロジは上田地方には自生しない木で、植栽したものであることは間違いありません。鬼門の隅櫓のそばに現在は 3 本ありますが、種子を覆う果皮が石鹼の代用となる有用植物であり、関係者が意図的に植えたものと考えられます。

石垣の隙間に自生するチチツパベンケイは、市内でも限られた場所でしか見ることができない植物です。石垣と無関係ではないことから、近世から自生している植物と考えられます。

(2) 廃城後の状況

廃城後の本丸の様子が判明する史料として、明治 10 年頃に撮影されたと推定される東虎口の写真があります。本丸内にはスギの大木が見られることから、上記の状況を追認できます。また、やや時間をおいた明治 28 年（1895）に制作された松平神社の図があります。これは銅版画でサクラの花が咲いている季節を描いたもので、本丸にはサクラ（ソメイヨシノか?）、スギ、ヤナギ、落葉樹、常緑樹などが見られます。明治 40 年頃に印刷された絵葉書からもこの状況が確認できます。

また、大正 5 年（1915）頃に撮影された本丸西虎口の写真には、一面が桑畑となった状況が写っています。先の松平神社の図では、既に一部が桑畑と化した状況が描かれており、公園となった本丸以外は桑畑などに変貌していった状況が推定できます。なお、数はわずかですが、城跡のなかで野生化したクワを見ることができます。

(3) 二の丸の公園化と植生の現況

昭和初期から二の丸の公有化が進み、公園として整備される過程で様々な樹木が植えられました。その経過は記録に乏しく、古写真や現状から推測することしかできません。園内に見られるヒマラヤスギやメタセコイヤの大木は、当時植えられたもののようです。

二の丸東虎口周辺は、公会堂の目前ということもあり、早い時期にサクラが植えられたようです。これが古来のヒガンザクラかソメイヨシノなのか不明ですが、昭和初年頃の写真には樹高が 2 m を超えるようなサクラが見事な花を咲かせている光景が写っています。また、マツや広葉樹、ツツジと思われる低木も確認できます。

本丸堀周辺に所在するソメイヨシノが植えられた時期ですが、昭和 3 年ごろに撮影された写真には写っていないので、少なくともそれ以降に植えられたことが分かります。昭和 15～19 年の写真には人の背丈よりも少し高いサクラの木が写っています。こうしたことから、本丸堀のソメイヨシノについては昭和初期に植えられたものである可能性が高いと思われます。

戦後、二の丸南西部に「信州の花木園」が整備されます。また、昭和末頃までは本丸を日本庭園に整備するという構想が主流を占めるなど、城郭本来の景観にはそぐわない植栽あるいは計画がされました。なお、二の丸のシダレグワ並木は昭和 62 年に植えられたものです。

第5表 上田城跡公園の植栽樹木（五十音順）

| 』 | 樹木名 | 』 | 樹木名 | 』 | 樹木名 |
|----|----------|----|--------------|-----|---------|
| 1 | アオギリ | 41 | サクラ ソメイヨシノ | 81 | ニオイヒバ |
| 2 | アジサイ | 42 | サクラ ヒガンザクラ | 82 | ニッコウヒバ |
| 3 | アセビ | 43 | サクラ シダレザクラ | 83 | ヒューガミズキ |
| 4 | アンズ | 44 | サクラ ヤマザクラ | 84 | ビャクシン |
| 5 | イチイ | 45 | サクラ ロトウザクラ | 85 | フジ |
| 6 | イチョウ | 46 | サクラ ウコンザクラ | 86 | プラタナス |
| 7 | イボタノキ | 47 | サクラ エドヒガンザクラ | 87 | マサキ |
| 8 | ウグイスカグラ | 48 | サルスベリ | 88 | アカマツ |
| 9 | ウバメガシ | 49 | サワラ | 89 | カラマツ |
| 10 | ウメ コウメ | 50 | シダレヤナギ | 90 | クロマツ |
| 11 | ウメ ブンゴ | 51 | シラカバ | 91 | ゴヨウマツ |
| 12 | ウメ シラカガ | 52 | シャラノキ | 92 | マメガキ |
| 13 | ウメ コウバイ | 53 | シャリンバイ | 93 | マユミ |
| 14 | ウメ ウメモドキ | 54 | シンジュ | 94 | ムクゲ |
| 15 | エノキ | 55 | スギ | 95 | ムクロジ |
| 16 | エンジュ | 56 | ヒマラヤスギ | 96 | ムベ |
| 17 | カキ | 57 | ダンコウバイ | 97 | ムラサキシキブ |
| 18 | カシ | 58 | チョウセンゴヨウ | 98 | メタセコイア |
| 19 | カシワ | 59 | ツゲ | 99 | モクレン |
| 20 | カツラ | 60 | イヌツゲ | 100 | モミ |
| 21 | カリン | 61 | ツツジ | 101 | モミジ |
| 22 | キササゲ | 62 | ドウダンツツジ | 102 | シダレモミジ |
| 23 | キハダ | 63 | ヨシノツツジ | 103 | ヤツデ |
| 24 | ギョリュウ | 64 | レンゲツツジ | 104 | ヤナギ |
| 25 | キンモクセイ | 65 | ツバキ | 105 | ヤマボウシ |
| 26 | クヌギ | 66 | ナツツバキ | 106 | ユズリハ |
| 27 | クルミ | 67 | トウカエデ | 107 | ユキヤナギ |
| 28 | クワ | 68 | トウヒ | 108 | ライラック |
| 29 | シダレグワ | 69 | トチノキ | 109 | ラクウショウ |
| 30 | ケヤキ | 70 | ナンテン | 110 | リンゴ |
| 31 | コウゾ | 71 | ニセアカシア | 111 | レンギョウ |
| 32 | コウヤマキ | 72 | ニシキギ | | |
| 33 | コナラ | 73 | ネムノキ | | |
| 34 | コノテガシワ | 74 | ハナミズキ | | |
| 35 | コブシ | 75 | ハルニレ | | |
| 36 | コメツガ | 76 | ヒイラギ | | |
| 37 | ザクロ | 77 | ヒイラギモクセイ | | |
| 38 | サザンカ | 78 | ヒノキ | | |
| 39 | サツキ | 79 | イトヒバ | | |
| 40 | サンシュユ | 80 | チャボヒバ | | |

現在、上田城跡公園一帯（史跡外を含む）に植栽されている樹木の一覧は第5表のとおりです。樹種は110種類を上回り、総数は約2千本あります。ソメイヨシノが群を抜いて多く、他のサクラを含めると約1,000本、次いでケヤキ、スギがほぼ同数の約100本という順になります。アカマツ、シラカガ（ウメ）、サワラ、モミジ、イチョウ、カシ、ヒマラヤスギ、ニセアカシア等もそれぞれ60本程度と比較的多い樹木です。プラタナスなどは公園化の過程で植栽されたものの典型と考えられ、民有地に畑があることから、クルミやカキなどの樹木も見られます。

一方、野草はウマノズクサ、ツユクサ、クサノオウ、ハルジオン、タチツボスミレ、ドクダミ、ヨモギ、シロツメクサ、セイヨウタンポポ等のほか、四季を通じて100種を下らない種類があると思われます。また、石垣に見られるツタ、チチツパベンケイ、ノキシノブ、コケなどは城跡ならではの植生といえます。

このように、市街地にあつて、多様な植物を見ることができるのも上田城跡公園の魅力のひとつです。

(4) 今後の植生管理

史跡の保存管理という立場からは、遺構の保全をふまえながら、近世に城として機能していた時期の植生を構成した、マツ・スギなどの在来樹木を中心とした植生管理を行うという方針を基本とします。また、尼ヶ淵周辺に自生するシロバナタンポポは、市内でも限られた場所では自生していない貴重な植物であり、注意する必要があります。しかし、史跡の範囲はすべて都市公園として多くの市民の利用があり、また、既に上田城跡の景観として定着している桜やケヤキを利用した上田城千本桜まつり」「信州上田城けやき並木紅葉まつり」等の会場として、観光拠点としても重要な役割を果たしています。こうした現状を踏まえ、来城者の快適性や公園の機能・景観にも配慮した植生管理が求められています。特に尼ヶ淵における、アレチウリやヒゲナガズメノチャヒキといった外来植物の繁茂は、本来の植生を破壊するのみでなく、景観も大きく変えてしまうことから、今後も駆除等の対策を講じる必要があります。

上田城跡ではこうした多面的な現状を考慮し、城の縄張りや公園の現況に即し、ゾーンを設定して植栽の方針を定め、植生管理を行っていく必要があります。

5 史跡整備と発掘調査の履歴

(1) 史跡整備の経過

平成2年度の整備基本計画策定以降に実施した整備事業は第6表のとおりです。なかでも、平成5年度に完成した本丸東虎口櫓門の復元整備や石垣の修復、尼ヶ淵の崖面崩落防止工事を重点的に取り組んできました。なお、年度毎の整備事業の内容等については、第6表及び第4章、資料編を参照してください。

(2) 発掘調査の目的と結果

上田城跡では整備基本計画の策定以降、整備事業実施の前提として、遺構等を確認するための発掘調査を実施してきましたが、その目的によって、次のとおり3つに大別することができます。

- ア 工作物の設置（電線地中化等）に係る試掘調査
- イ 本丸及び二の丸の遺構確認調査
- ウ 尼ヶ淵崖面崩落防止工事に伴う確認調査

| 年 度 | 事 業 名 称 | 事 業 の 内 容 |
|-------|---|---|
| 平成2年度 | 二の丸北虎口石垣修復工事 二の丸排水路敷設工事 電線地中埋設工事 整備基本計画作成委託 上田城跡整備事業実施設計委託 発掘調査 | 発掘調査結果に基づいて、二の丸北虎口北側の石垣を修復 本丸堀法面の保護のため堀東側に石張りの排水路を敷設 市民会館駐車場付近の空中電線を地中埋設 「史跡上田城跡整備基本計画書」の作成委託 石垣修復・排水路敷設工事ほかの実施設計委託 本丸東虎口・二の丸北虎口ほかの発掘調査 |
| 平成3年度 | 本丸堀浚せつ工事 本丸東虎口櫓門基本設計委託 本丸東虎口櫓門実施設計委託 本丸東虎口櫓門復元工事 身体障害者用トイレ設置工事 発掘調査 | 堀底のヘドロ等を浚せつ。排水施設を整備 本丸東虎口櫓門の基本設計委託 本丸東虎口櫓門の実施設計委託 本丸東虎口櫓門の復元工事 市民会館駐車場に身体障害者用のトイレを新設 本丸西虎口・二の丸北虎口ほかの発掘調査（一部国庫補助事業） |
| 平成4年度 | 本丸東虎口櫓門復元工事 櫓門復元工事監理委託 本丸東虎口共同溝敷設工事 本丸西虎口整備工事 電線地中埋設工事 史跡内民家移転 発掘調査 | 本丸東虎口櫓門の復元工事 櫓門復元工事に伴う工事監理委託 櫓門復元工事に先立ち水道管・電線等を共同溝に集約 石垣・櫓・櫓門の遺構を地上表示により平面的に整備 二の丸北虎口付近の空中電線を地中埋設 史跡内の店舗兼住宅を移転（国庫補助事業） 二の丸西虎口ほかの発掘調査（国庫補助事業） |
| 平成5年度 | 本丸東虎口櫓門復元工事 櫓門復元工事監理委託 二の丸北虎口石垣修復工事 本丸東虎口整備工事 二の丸西虎口周辺歩車道整備工事 電線地中埋設工事 発掘調査 | 完成（総事業費 339,900千円） 櫓門復元工事に伴う工事監理委託 二の丸北虎口の南側石垣・櫓門礎石を復元。陸上競技場正門を移転 櫓門前面土橋の石垣修復・武者立石段復元。放水銃地中埋設 小泉曲輪（市民体育館付近）の歩車道を修景整備 二の丸西虎口・櫓自動火災報知設備電線の空中電線を地中埋設 本丸上段部（郭西側）の発掘調査（国庫補助事業） |
| 平成6年度 | 櫓門照明工事 二の丸北虎口照明工事 石垣修復用石材採取委託 公園調査委託 北櫓改修工事 発掘調査 | 櫓門・南北櫓のライトアップ設備工事 二の丸北虎口の夜間照明設備の整備 石垣修復用の石材（緑色凝灰岩）採取を委託 史跡指定地の公園と現況の調査委託 北櫓の一般公開に先立ち、床の張り替えと階段を改修。照明設備を設置（県費補助事業） 本丸上段部（土塁・郭北側）の発掘調査（国庫補助事業） |

第 6-1 表 史跡上田城跡整備事業の経過 (1)



二の丸北虎口石垣整備事業



本丸東虎口櫓門復元整備事業

| 年 度 | 事 業 名 称 | 事 業 の 内 容 |
|--------|---|--|
| 平成7年度 | 発掘調査 石積復旧工事 | 本丸郭内(土塁・郭北側)の発掘調査(国庫補助事業) 集中豪雨により崩壊した石積(明治期)の復旧工事(国庫補助事業) |
| 平成8年度 | 発掘調査(整理作業) 尼ヶ淵地質調査委託(西側) 尼ヶ淵石垣ほか測量委託 南櫓改修工事 | 本丸郭内発掘調査の整理・報告書発行(国庫補助事業) 尼ヶ淵崖面(西側)の地質(ボーリング)調査 尼ヶ淵石垣の立面図撮影、一部図化及び断面測量 南櫓床の張り替えと階段を改修。照明設備を設置(県費補助事業) |
| 平成9年度 | 尼ヶ淵崩落防止工事实施設計 尼ヶ淵崩落防止工事 三櫓瓦建具補修工事 南櫓・西櫓ライトアップ設備工事 | 尼ヶ淵崖面の崩落防止対策工事の実施設計(国庫補助事業) 尼ヶ淵崖面の崩落防止工事(国庫補助事業) 豪雪により破損した屋根瓦等の補修工事(県費補助事業) 寄附を受けた南櫓・西櫓ライトアップ設備の周辺整備工事 |
| 平成12年度 | 尼ヶ淵地質調査委託(東側) 尼ヶ淵崩落防止工事 本丸西虎口上段部発掘調査 二の丸石積改修工事 南北櫓柵改修工事 | 尼ヶ淵崖面(東側)の地質(ボーリング)調査(国庫補助事業) 尼ヶ淵崖面(東側)の崩落防止工事(国庫補助事業) 平成13年度実施予定の本丸西虎口石垣改修工事に伴う事前の発掘調査及び石垣立面の 写真測量 二の丸東側石積の積み直し工事 老朽化した南北櫓の柵改修工事 |
| 平成13年度 | 南櫓鯨鯨修繕工事 本丸西虎口石垣解体修復工事 | 南櫓屋根鯨鯨の補修 西虎口石垣の修復工事・南櫓下石垣の立面図作成及び試掘調査(国庫補助事業) |
| 平成14年度 | 南櫓下石垣解体修復工事 | 南櫓下尼ヶ淵の享保期下段石垣の解体修復工事(一部解体)(国庫補助事業) |
| 平成15年度 | 南櫓下石垣解体修復工事 | 南櫓下尼ヶ淵の享保期下段石垣の解体修復工事(解体・石材購入)(国庫補助事業) |
| 平成16年度 | 南櫓下石垣解体修復工事 | 石材購入・工法検討(国庫補助事業) |
| 平成17年度 | 尼ヶ淵崩落防止工事 本丸南櫓下石垣解体修復工事 本丸南櫓下石垣解体修復工事監理委託 | 前年の台風23号被害を受けた西櫓西側崖面の修復工事(国庫補助事業) 南櫓下尼ヶ淵の下段石垣の解体修復工事(国庫補助事業) 上記工事の監理委託(国庫補助事業) |
| 平成18年度 | 本丸南櫓下石垣解体修復工事 | 南櫓下尼ヶ淵の中段石垣の解体修復工事(国庫補助事業) |
| 平成21年度 | 石垣基礎調査 発掘調査 石垣修復工事 | 石垣カルテ作成と3次元レーザー測量を実施(国庫補助事業) 崩落防止工事に伴い、南櫓西側の土塁跡地ほかを発掘調査(国庫補助事業) 南櫓台石垣の東側下にある近代石垣が一部崩落したため、修復工事を実施 |
| 平成22年度 | 整備基本計画改訂版作成委託 尼ヶ淵崩落防止工事 | 「史跡上田城跡整備基本計画書」の一部改訂を委託 南櫓周辺・尼ヶ淵崖面の崩落防止工事(国庫補助事業) |
| 平成23年度 | 保存管理計画の策定 整備基本計画改訂版の策定 | 「史跡上田城跡保存管理計画」の策定 「史跡上田城跡整備基本計画(改訂版)」の策定 |

第 6-2 表 史跡上田城跡整備事業の経過 (2)



本丸西虎口石垣解体修復事業



本丸南櫓下尼ヶ淵石垣解体修復事業

第7表 発掘調査の履歴

| 年度 | 調査箇所 | | 区分 | 面積(平米) | 調査の原因・目的 | 遺構・遺物の有無等 |
|-----|------|----------|----|--------|---------------|--|
| S56 | 二の丸 | 招魂社 | 試掘 | 56 | 玉垣設置工事 | なし ※地下50cm付近で地山に到達 |
| S57 | 二の丸 | 北虎口ほか | 試掘 | 140 | 下水道管埋設工事 | なし |
| H2 | 本丸 | 東虎口 | 本掘 | 200 | 櫓門の遺構を確認する | 地下30cm付近で旧地表面と礫群を検出 |
| | | 堀 | 試掘 | 45 | 浚せつ | なし ※堀底から1~1.5mの厚さの堆積物を確認 |
| | 二の丸 | 北虎口 | 本掘 | 200 | 石垣の遺構を確認する | 石垣の根石を検出 |
| | | 東虎口 | 試掘 | 120 | 電線地中化工事 | 地下40cm付近で葎塀台石垣の根石と裏込栗石を検出したため、遺構を避けて施工 |
| H3 | 本丸 | 西虎口 | 本掘 | 600 | 櫓門と石垣の遺構を確認する | 櫓門の礎石及び石垣の根石と裏込栗石、版築土を検出 |
| | 二の丸 | 東虎口 | 試掘 | 20 | トイレ設置工事 | なし |
| | | 北虎口 | 本掘 | 1,300 | 石垣の遺構を確認する | 石垣の根石を検出 |
| H4 | 二の丸 | 北虎口 | 本掘 | | 石垣の遺構を確認する | 礫群を検出 |
| | | 西虎口 | 本掘 | 1,300 | 櫓門と石垣の遺構を確認する | 櫓門の礎石及び石垣の根石と裏込栗石を検出 |
| H5 | 本丸 | 上の段（西側） | 本掘 | 1,200 | 近世の遺構を確認する | 検出されなかった |
| H6 | 本丸 | 上の段（北側） | 本掘 | 1,600 | 近世の遺構を確認する | 仙石期と推定される水路跡を検出 |
| | | 土塁（西・北辺） | 本掘 | | 隅櫓と土塀の遺構を確認する | 2棟の隅櫓と土塀の遺構を検出 |
| H7 | 本丸 | 上の段（東側） | 本掘 | 1,300 | 近世の遺構を確認する | 検出されなかった |
| | | 上の段（南側） | 本掘 | | 石垣の遺構を確認する | 2m厚の裏込石を検出 |
| | | 土塁（東・南辺） | 本掘 | | 隅櫓と土塀の遺構を確認する | 1棟の隅櫓と土塀の遺構を検出 |
| H12 | 本丸 | 西櫓台石垣 | 本掘 | 147 | 土塀の遺構を確認する | 検出されなかった |
| | | | 本掘 | | 石垣東側の石段を確認する | 2段目まで残存していることを確認 |
| H13 | 本丸 | 尼ヶ淵南櫓下 | 試掘 | 35 | 享保石垣の解体修復工事 | 天端の調査を実施 |
| H15 | 本丸 | 尼ヶ淵南櫓下 | 試掘 | 1 | 中段石垣の修復工事 | 石垣の積み増し順序が判明 |
| H21 | 本丸 | 土塁（南・東辺） | 試掘 | 45 | 尼ヶ淵崖面崩落防止対策工事 | 中段石垣裏に近世に盛った土層を確認 |

〈写真図版3〉 発掘調査の履歴



本丸東虎口櫓門跡（平成2年）



本丸堀底（平成2年）



二の丸北虎口（平成3年）



二の丸西虎口（平成3年）



本丸西北隅櫓跡（平成6年）



本丸東北隅櫓跡（平成6年）



本丸水路状遺構（平成6年）



本丸西櫓台石垣周辺（平成13年）

アは狭い範囲で実施しているため、遺構が検出された場合でも、その全容を把握することはできませんでした。こうした調査で検出したものには、二の丸東虎口にあった蔀塀台石垣の基礎と推定される遺構があります。

イは櫓や櫓門、土塀等の基礎が発見され、絵図に描かれている城郭構造を検証するうえで良好なデータを得ることができました。

ウでは櫓台石垣の根石や、南櫓下の享保石垣の構造等が判明し、石垣の解体修復工事に反映させることができました。

第7表に実施年度ごとに発掘調査の目的と結果などについてまとめました。

(2) 成果と課題

平成2年から7年度にかけて実施した発掘調査では、本丸では東・西虎口櫓門の礎石と、3棟の隅櫓の真柱礎石などが検出されました。また、二の丸では北・西虎口の石垣や門に関連する遺構が発見されました。遺構の状況は決して良好とはいえないものでしたが、近世の上田城跡の状況について検討する際の基礎資料を得ることができました。

本丸隅櫓（北西隅1棟、北東隅2棟）の真柱礎石は、3棟のうち2棟は本来の位置からずれてしまっているものと推定されますが、小礫列と大引礎石等から、3棟ともほぼ平面形を確認できました。

以上のように、これまでの発掘調査は本丸の調査が主体であり、二の丸には未実施の区域が多く残っています。今後は二の丸の計画的な発掘調査を行い、整備事業に備えることが必要です。

6 関連法規制

史跡上田城跡及び周辺における法規制については、以下に整理します（第8表）。

(1) 文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的として定められた法律です。上田市においても上田市文化財保護条例及び施行規則を定めて、指定文化財の保護と管理を行っています。

ア 史跡指定地内（史跡である上田城跡の管理）

上田城跡を史跡の本質的価値を損なうことなく適切に保存活用するため、文化財保護法の規定に基づき管理を行っています。

特に指定地内における土地の形状変更等については、第125条の現状変更等に係る適切な管理を実施しています。なお、史跡地における周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘届出は、現状変更等許可申請書で代えることができます。なお、許可基準等については、本書第3章第○節を参照してください。

イ 史跡指定地外（周知の埋蔵文化財包蔵地である上田城跡の管理）

史跡指定地外である二の丸の一部と三の丸は、藩主居館跡や町人屋敷、堀等の埋蔵文化財を包蔵する地域であるため、文化財保護法第92条から99条に定める周知の埋蔵文化財包蔵地として保護に努めています。

(2) 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められた法律です。上田市においても上田市都市公園条例及び管理規則を定めています。なお、「上田城跡公園」という名称は、昭和40年に都市計画公園決定

第 8 表 上田城跡周辺における関連法規制

| 関連法令 | 条項 | 内容 | 効力を発した日 | 許認可等の内容 | 許認可者 | 対象 | 所管部署 |
|---------|-------------|-------------------|-----------------------------|---|-------------------------------------|-------------------|--------------|
| 文化財保護法 | 第125条 | 史跡の現状変更等 | 昭和9年 (史跡指定日) | 現状変更等や保存に影響を与える行為 を行う際の許可 | 文化庁長官 | 史跡指定 地 | 文化振興課 |
| | 第92条 | 遺跡の発掘調査 | 平成11年 (埋蔵文化財分布 図最新改訂) | 調査のための発掘調査に関する指示 及び命令 工事等に関する指示及び命令 | | 包蔵地 | |
| | 第93条 | 遺跡内の工事等 | | | | | |
| 都市公園法 | 第5条 第 1項 | 公園施設の設置 | 平成16年改正 | 公園管理者以外の者が公園施設を設置 する際の許可 | (管理者) 上田市長 | 史跡指定 地及び周 辺 | 公園緑地課 |
| | 第6・7条 | 都市公園の占用 | | 占用する際の許可 | | | |
| 都市計画法 | 第29条 | 開発行為の許可 | 平成18年改正 | 市街化区域区分が定められていない都市 計画区域における開発行為の許可 用途地域が指定されている場合には、建 築基準法及び条例等により、建築物等の 高さ等は、基準に従わなければならない | 長野県知事 | 史跡指定 地及び周 辺 | 都市計画課 |
| | 第8条 | 用途地域の指定 | | | | | |
| 景観法 | | | | | | | |
| 上田市景観条例 | | | | | | | |
| 消防法 | 第8条 第 1項 | 消火用設備等 の 設置 | 平成23年改正 | | | | |
| | | | | | | | |
| 農地法 | 第3条 | 農地等の権利移動の制限 | 平成21年改正 | 農地の所有権を移転し、又は地上権等の 設定・移転を行う場合の許可 農地を農地以外に転用する場合の許可 ※面積が4haを超える場合 | 上田市 農業委員会 長野県知事 (農水大臣) | 史跡指定 地及び周 辺 | 上田市 農業委員会 |
| | 第4条1項 | 農地の転用の制限 | | | | | |
| 道路法 | 第10条 | 路線の廃止又は変更 | 昭和39年改正 | 道路の廃止・認定の場合の許可（議会の 議決が必要） | (管理者) 国 土交通大臣 長 野県知事 上田 市長 | 史跡指定 地及び周 辺 | 土木課 |
| | 第32条 | 道路占用 | 平成12年改正 | 道路に工作物等を設け、継続して使用す る場合の許可 | | | |

がされた際に正式に用いられたものですが、それ以前は「上田公園」や「上田城址」などと呼ばれていたようです。

(3) 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた法律です。上田市においても、同法に基づき都市計画区域が策定されています。

(4) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律です。

(5) 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）

道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的として定められた法律です。上田市においても同法第 32 条等に関連して、上田市市道の占用等に関する規則（平

路保全立体区域」の設定等、道路に係る行為に関しての様々な規定が設けられています。

(6) 上田市景観計画（平成 24 年度策定予定）

上田市では景観計画の策定を平成 24 年度に予定しており、尼ヶ淵の景観維持等に関しては、この計画に基づいて対応するものとします。